

13 市民生活及び市民経済 の安定の確保

(1) 市民生活支援

(2) 事業者支援

(1) 市民生活支援

No.	取 組 名	担 当	ページ
13-1-1	特別定額給付金	総合政策部政策企画課	373
13-1-2	特定世帯等臨時特別給付金	福祉部福祉推進課特定世帯等臨時特別給付金室	375
13-1-3	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	福祉部福祉推進課特定世帯等臨時特別給付金室	377
13-1-4	プレミアム付商品券の配布	福祉部生活福祉課 こども未来部こども家庭課 教育総務部教育財務課	379
13-1-5	高齢者世帯エアコン購入費等助成	福祉部高齢者いきがい課	381
13-1-6	ファミリー・サポート・センター事業等利用助成金	こども未来部こども育成課	383
13-1-7	保育所等における給食食材費等高騰対策	こども未来部保育課	385
13-1-8	ひとり親世帯臨時特別給付金	こども未来部こども家庭課	387
13-1-9	ひとり親世帯生活応援支援金	こども未来部こども家庭課	389
13-1-10	子育て世帯生活支援特別給付金（令和 3 年度）	こども未来部こども家庭課	391
13-1-11	子育て世帯生活支援特別給付金（令和 4 年度）	こども未来部こども家庭課	393
13-1-12	子育て世帯生活支援特別給付金（令和 5 年度）	こども未来部こども家庭課	395
13-1-13	子育て応援支援金	こども未来部こども家庭課	397
13-1-14	子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金・支援給付金）	こども未来部こども家庭課	398
13-1-15	子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付等対象者分）	こども未来部こども家庭課	400

13-1-16	こども加算給付金	こども未来部こども家庭課	402
13-1-17	介護保険料の減免	福祉部介護保険課	404
13-1-18	国民健康保険税の減免	保健医療部国民健康保険課	406
13-1-19	後期高齢者医療保険料の減免	保健医療部高齢・障害医療課	408
13-1-20	水道料金の基本料金免除	上下水道局給水サービス課	410
13-1-21	傷病手当金（国民健康保険）	保健医療部国民健康保険課	412
13-1-22	傷病手当金（後期高齢者医療制度）	保健医療部高齢・障害医療課	414
13-1-23	赤ちゃん応援手当	保健医療部健康づくり支援課	416
13-1-24	省エネエアコン普及促進事業補助金	環境部環境政策課	418
13-1-25	再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金（追加分）	環境部環境政策課	420
13-1-26	省エネ家電買換え促進事業	環境部環境政策課	421
13-1-27	エネルギー価格高騰対策再エネ機器導入支援事業	環境部環境政策課	423
13-1-28	女性の負担軽減（生理用品の配布）	市民部男女共同参画課	424
13-1-29	こころの相談窓口	保健医療部保健予防課	426
13-1-30	市内在住の妊婦へのマスクの配布	保健医療部保健医療推進課 こども未来部母子保健課	428
13-1-31	分娩前ウイルス検査	こども未来部母子保健課	429

No.	取組名	特別定額給付金
13-1-1	担 当	総合政策部 政策企画課

【1. 背景と目的】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、（中略）人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととなった。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●実施時期

- ・令和2年5月1日～令和2年8月28日

●給付対象者及び受給権者

- ・給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者。
- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主。

●給付額

- ・給付対象者1人につき10万円

●給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下の①及び②とし、原則として、給付は申請者（世帯主）本人名義の銀行口座への振込みにより行った。なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を行った。

①郵送申請方式（申請期間：令和2年5月28日～8月28日）

市から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市に郵送。

②オンライン申請方式（申請期間：令和2年5月1日～8月28日）

マイナンバーカード所持者がマイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請。（電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要。）

●給付実績

- ・総給付額：352 億 5,980 万円
- ・給付対象者数（世帯数）：353,629 人（161,294 世帯）
- ・給付済対象者数（世帯数）：352,598 人（160,328 世帯）
 - ※給付対象者に対する給付率 約 99.7%
 - ※給付対象世帯に対する給付率 約 99.4%

【3. 効果】

内閣府政策統括官の調べによる「政策課題分析シリーズ 22 特別定額給付金が家計消費に与えた影響（令和 5 年 8 月）」によると「特別定額給付金支給前後の一定期間内における累積の消費増加効果を計測したところ、特に低所得世帯において比較的大きな消費増加効果がみられ、生活の下支えに効果があった可能性がある」とされており、本市においても同様の効果があったものと思われる。

【4. 実施上の課題と対応】

特別定額給付金については、申請受付開始直後から大量の申請書が送付されることが想定され、その処理をいかに効率的に行えるかが課題であった。実際に、受付開始後から 2 週間の間に全給付対象世帯の約 8 割にあたる約 13 万世帯から申請書の送付があったため、申請書の処理については、委託事業者に加え、申請書受付開始直後の令和 2 年 5 月 28 日から 6 月 24 日の間に、延べ人数で約 1,000 人の職員を動員し、遅滞なく給付金の振込が行えるよう努めた。

【5. 国・県との関連】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）

【6. 事業費】

事業費 35,546,559,243 円

財 源 国庫支出金 特別定額給付金給付事業費補助金

国庫支出金 特別定額給付金給付事務費補助金

予算措置 令和 2 年 5 月補正（第 2 号）

No.	取組名	特定世帯等臨時特別給付金
13-1-2	担 当	福祉部 福祉推進課特定世帯等臨時特別給付金室

【1. 背景と目的】

①令和3年度実施分

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の「(2)生活・暮らしの支援」において、「新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活は傷んでいる。雇用を守り、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要である。このため、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する」とされたことを踏まえ、住民税非課税世帯に対して給付金を給付するもの。

②令和4年度実施分

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議)において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図ることとされたことを踏まえ、令和4年度に新たに住民税非課税世帯等となった世帯(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の既受給者を除く)に対して給付金を給付するもの。

【2. 実施概要(実施時期、取組内容)】

申請は市から送付された確認書に署名等や必要に応じて添付書類を貼付し返信(①令和3年度実施分はオンラインによる返信も可)。

また、確認書対象外の非課税世帯や家計急変世帯は申請書を提出。

①令和3年度実施分(基準日時点で住民登録のある自治体から支給)

●給付対象者(カッコ内は基準日)

- ・住民税非課税世帯の世帯主(令和3年12月10日時点)
- ・家計急変世帯の世帯主(申請日時点)

●給付金額 1世帯あたり10万円

●確認書等提出期間

- ・確認書 令和4年2月1日～令和4年4月30日(当日消印有効)
- ・申請書 令和4年2月1日～令和4年9月30日(当日消印有効)

●給付世帯数 31,048 世帯

●総給付額 3,104,800,000 円

②令和４年度実施分（基準日時点で住民登録のある自治体から支給）

●給付対象者（カッコ内は基準日）

- ・新たな住民税非課税世帯の世帯主（令和４年６月１日時点）
- ・新たな家計急変世帯の世帯主（申請日時点）

●給付金額

１世帯あたり 10 万円

●確認書等提出期間

令和４年７月 11 日～令和４年９月 30 日（当日消印有効）

●給付世帯数 3,523 世帯

●総給付額 352,300,000 円

【３．効果】

２．①及び②を合わせて 34,571 世帯へ 3,457,100,000 円を給付し、住民税非課税世帯等の生活の支援を行った。

【４．実施上の課題と対応】

政府が給付金給付を決定した後の各自治体への給付対象等に関する情報伝達が遅く、市民からの問い合わせや補正予算の計上、議会上程に支障が生じていた。その為、周辺自治体等への確認作業や、想定で動かざるを得なかった部分が多くあった。

しかし、令和５年度、令和６年度にも物価高騰重点支援給付金給付事業を行うなど、同様の給付金事業が名称を変えて毎年のように実施されている状況であり、課題についてはその都度対応し改善をしている。

【５．国・県との関連】

国の交付金を活用した。

【６．事業費】

事業費 3,638,012,194 円

財 源 国庫補助金

特定世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金

予算措置 令和３年 12 月補正（第 10 号）

令和４年 6 月補正（第 3 号）

No.	取組名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
13-1-3	担 当	福祉部 福祉推進課特定世帯等臨時特別給付金室

【1. 背景と目的】

令和4年9月9日開催の物価・賃金・生活総合対策本部において、「電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯5万円をプッシュ型で支給する方針」が示されたことを踏まえ、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

申請は、市から送付された確認書に署名等や必要に応じて添付書類を貼付し返信（オンラインによる返信も可）。

また、確認書対象外の非課税世帯や家計急変世帯は申請書を提出。

●給付対象者（カッコ内は基準日）

- ・住民税非課税世帯の世帯主（令和4年9月30日時点）
- ・家計急変世帯の世帯主（申請日時点）

●給付金額 1世帯あたり5万円

●確認書等提出期間

令和4年11月10日～令和5年1月31日（当日消印有効）

●給付世帯数 30,932世帯

●総給付額 1,546,600,000円

【3. 効果】

期間内に申請のあった30,932世帯に対し1,546,600,000円の給付を行い、住民税非課税世帯等の生活の支援を行った。

【4. 実施上の課題と対応】

政府が給付金給付を決定した後の各自治体への給付対象等に関する情報伝達が遅く、市民からの問い合わせや補正予算の計上、議会上程に支障が生じていた。その為、周辺自治体等への確認作業や、想定で動かざるを得なかった部分が多くあった。

しかし、令和5年度、令和6年度にも物価高騰重点支援給付金事業を行うなど、同様の給付金事業が名称を変えて毎年のように実施されている状況であり、課題についてはその都度対応し改善をしている。

【5. 国・県との関連】

国の交付金を活用した。

【6. 事業費】

事業費 1,646,964,772 円

財 源 国庫支出金

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金

予算措置 令和4年9月補正（第7号）

No.	取組名	プレミアム付商品券の配布
13-1-4	担 当	福祉部 生活福祉課・こども未来部 こども家庭課・教育総務部 教育財務課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルスの感染拡大が、市民生活、とりわけ経済的支援を要するひとり親世帯等に甚大な影響を及ぼしていることを受け、当該世帯の生活の安心を守ることを目的とし、市内経済の活性化策であるプレミアム付商品券事業の実施に併せ、児童扶養手当受給世帯、就学援助認定世帯、及び住居確保給付金受給世帯に対してプレミアム付商品券の配布を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

プレミアム付商品券事業の実施に併せ、対象となる世帯に対し、１世帯あたり 13,000 円相当の商品券を配布した。

●対象世帯

市内に住所を有する世帯であって、令和２年９月１日時点で、児童扶養手当又は就学援助の受給資格を有する世帯、若しくは住居確保給付金の支給を受けている世帯（生活保護を受けている世帯を除く。）

●配布実績

児童扶養手当受給世帯	931 世帯	
就学援助認定世帯	2,413 世帯	
住居確保給付金の受給世帯	81 世帯	合計 3,425 世帯

【３．効果】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響をより強く受けると見込まれる世帯にプレミアム付商品券を配布することにより、市民の福祉の向上に寄与した。

【４．国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市単独事業として実施した。

【5. 事業費】

事業費 572,180 円（児童扶養手当受給世帯分【こども家庭課】）

 1,346,426 円（就学援助認定世帯分【教育財務課】）

 52,437 円（住居確保給付金の受給世帯分【生活福祉課】）

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和2年7月補正（第8号）

No.	取組名	高齢者世帯エアコン購入費等助成
13-1-5	担 当	福祉部 高齢者いきがい課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため在宅生活が続く高齢者世帯に対して、エアコンの購入及び設置に要する費用を補助することで、高齢者の熱中症対策を図ることを目的とした。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●目的・事業内容

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、65 歳以上の高齢者の熱中症予防対策を図ることを目的として、自宅にエアコンのない高齢者世帯が、新たにエアコンを購入・設置する場合に、1 世帯当たり 4 万円を上限とし費用の一部を助成した。

●対象者

エアコンを所有していない 65 歳以上の高齢者のみの世帯で市民税均等割が非課税の世帯

●対象経費

エアコンの購入及び設置に係る費用

●申請等

申請期間は令和 3 年 5 月 1 日から 7 月 31 日までとし、設置期限は令和 3 年 8 月 31 日までとした。

●スケジュール

令和 3 年 4 月～7 月 事業周知

(市公式ホームページ、広報川越掲載、チラシ配布、ポスター掲示等)

令和 3 年 5 月 申請受付開始【随時、助成決定・設置確認・助成金交付】

令和 3 年 7 月 申請受付終了

令和 3 年 8 月 設置完了期限

【3. 効果】

自宅にエアコンのない高齢者世帯にエアコンが設置されたことにより、コロナ禍における熱中症対策に一定の効果があつた。助成件数 18 件。

【4. 実施上の課題と対応】

対象者要件として、居宅にエアコンがない高齢者が新たにエアコンを購入・設置する場合のみに限定したため、申請件数が少なかった。

【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用。

【6. 事業費】

事業費 781,883 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年3月補正（第1号）

No.	取組名	ファミリー・サポート・センター事業等利用助成金
13-1-6	担 当	こども未来部 こども育成課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和2年4月の緊急事態宣言を受け、小学校等が臨時休業措置を実施した。臨時休業期間中でも、「医療に従事する保護者」や「社会の機能を維持するために就業を継続する必要がある保護者」などに対しては、引き続き保育の機会を確保する必要があるとあり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業）は、その一端を担う事業として想定されたことから、当該事業を利用する保護者に対して負担軽減を図ることを目的とし、利用料について助成を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業）における、小学校等の臨時休業期間中の子どもの「預かり」に係る利用料について、市から事業を利用した保護者に対し、助成金を交付した。

●実施時期

令和2年度（令和2年4月8日から令和3年3月31日）

●助成金交付実績

交付決定者数 延べ5名

交付金額 合計 21,000 円

【3. 効果】

小学校等の臨時休業期間中においても、就業を継続する必要がある保護者に対して、保育の機会を提供しその利用料の助成を行うことで、負担軽減を図ることができた。

【4. 実施上の課題と対応】

市公式ホームページや事業者を通して助成金の周知を行ったが、活用する保護者が想定より少なかったため、市で事業の利用状況を確認し、助成対象となる利用者に対して直接連絡を取ったうえで、助成金活用の案内を行った。

【5. 国・県との関連】

令和2年度子ども・子育て支援交付金交付要綱において、新型コロナウイルスの感染対策に係る特例措置として、財源補助が示された。

【6. 事業費】

事業費 21,000 円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年度当初予算（流用）

No.	取組名	保育所等における給食食材費等高騰対策
13-1-7	担 当	こども未来部 保育課

【1. 背景と目的】

コロナ禍における食材価格上昇分について、保育所を利用している保護者が負担している給食費を値上げせずに、今まで通りの栄養バランスや量を保った給食を実施するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）を活用した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●公立保育施設

令和4年度及び令和5年度に、公立保育園賄材料費の価格上昇分として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使用した。

●民間保育施設

令和4年度及び令和5年度に、給食費の上昇を抑えつつ、質と量を確保した給食を提供していくための補助金を支給した。

【3. 効果】

給食費の上昇を抑え、質と量を確保した給食の提供に寄与した。

【4. 国・県との関連】

●公立保育施設

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

●民間保育施設

埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

【5. 事業費】

事業費 令和4年度 15,916,976 円

公立分	6,189,776 円
民間分	9,727,200 円

令和5年度 23,468,946 円

〔 公立分 7,127,346 円
民間分 16,341,600 円 〕

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

県支出金 埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金

予算措置 令和4年度 令和4年6月補正（第5号）

令和5年度 令和5年6月補正（第3号）

No.	取組名	ひとり親世帯臨時特別給付金
13-1-8	担 当	こども未来部 こども家庭課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給した。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

対象となる世帯に対し、令和２年７月から基本給付として１世帯あたり５万円（第２子以降の児童数１人あたり３万円を加算）を支給するとともに、同年１２月にも同額の再支給を行った。

また、令和２年６月分の児童扶養手当受給者又は公的年金受給者であって、直近に家計の急変が認められたものに対し、申請により５万円の追加支給を行った。

●対象者

次のいずれかに該当する者

- ①令和２年６月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給しており、令和２年６月分の児童扶養手当の支給を全額停止される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

●支給実績

基本給付（再支給を含む）

2,427 世帯、児童 3,579 人分、支給額 311,820,000 円

追加給付

1,310 世帯、支給額 65,500,000 円

【３．効果】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響をより強く受けると見込まれる世帯に給付金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

【４．国・県との関連】

ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領（令和２年６月１７日子発第０６１７第１号通知別紙）に基づき支給したもの。補助率は、国 10/10。

【５．事業費】

事業費 380,340,515 円

財 源 国庫支出金 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

予算措置 令和２年６月補正（第５号）

No.	取組名	ひとり親世帯生活応援支援金
13-1-9	担 当	こども未来部 こども家庭課

【1. 背景と目的】

ひとり親家庭が非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響によりその生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、当該家庭の生活の安定を支援することを目的とし、児童扶養手当受給世帯に対して本市独自の支援金の給付を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●令和3年度

令和3年4月1日時点で児童扶養手当の支給を受けている世帯を対象とし、1世帯あたり5万円を支給した。

支給実績 1,757世帯、支給額 87,850,000円

●令和4年度

令和4年4月1日時点で児童扶養手当の支給を受けている世帯を対象とし、対象児童1人あたり5万円を支給した。

支給実績 1,701世帯、対象児童数 2,501人、支給額 125,050,000円

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響をより強く受けていると見込まれる、低所得のひとり親世帯に支援金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

令和3年度においては世帯を単位として支援金の支給を行ったが、低所得の子育て世帯の生活の困難さは世帯の児童数に大きく影響されるため、令和4年度においては児童数に応じた支援を行うこととし、対象児童を単位として支給を行った。

【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本市単独事業として実施した。

【6. 事業費】

●令和3年度

事業費 87,978,659 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年3月補正（第1号）

●令和4年度

事業費 125,270,941 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正（第1号）

No.	取組名	子育て世帯生活支援特別給付金（令和３年度）
13-1-10	担 当	こども未来部 こども家庭課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

以下のいずれかの要件を満たす者に対し、対象児童１人あたり５万円を支給した。

●対象者

<ひとり親世帯分>

- ①令和３年４月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和３年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当受給相当の収入の者に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている者

<ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分>

- ①令和３年４月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者であって、令和３年度の住民税均等割が非課税の者（児童手当の受給者が公務員の場合を含む）
- ②給付の対象となる児童を養育する①以外の者であって、令和３年度の住民税均等割が非課税の者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税相当となっている者

●支給実績

3,985 世帯、児童 6,289 人、支給額 314,450,000 円

（内訳）

ひとり親世帯分 2,212 世帯、児童 3,263 人、支給額 163,150,000 円

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

1,773 世帯、児童 3,026 人、支給額 151,300,000 円

【３．効果】

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響をより強く受けていると見込まれる、低所得の子育て世帯に給付金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

【４．国・県との関連】

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和３年４月７日付子発０４０７第４号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和３年５月２８日付子発０５２８第１号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）に基づき支給したもの。

【５．事業費】

事業費 339,512,972 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
予算措置 令和３年４月補正（第２号）

No.	取組名	子育て世帯生活支援特別給付金（令和４年度）
13-1-11	担 当	こども未来部 こども家庭課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

以下のいずれかの要件を満たす者に対し、対象児童１人あたり５万円を支給した。

●対象者

<ひとり親世帯分>

- ①令和４年４月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和４年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当受給相当の収入の者に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている者

<ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分>

- ①令和４年４月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者であって、令和４年度の住民税均等割が非課税の者（児童手当の受給者が公務員の場合を含む）
- ②給付の対象となる児童を養育する①以外の者であって、令和４年度の住民税均等割が非課税の者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税相当となっている者

●支給実績

3,916 世帯、児童 6,188 人、支給額 309,400,000 円

（内訳）

ひとり親世帯分 2,089 世帯、児童 3,115 人、支給額 155,750,000 円

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

1,827 世帯、児童 3,073 人、支給額 153,650,000 円

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響をより強く受けていると見込まれる、低所得の子育て世帯に給付金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

【4. 国・県との関連】

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和4年5月24日付子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和4年6月13日付子発0613第2号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）に基づき支給したもの。

【5. 事業費】

事業費 315,872,624 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
予算措置 令和4年6月補正（第3号）

No.	取組名	子育て世帯生活支援特別給付金（令和５年度）
13-1-12	担 当	こども未来部 こども家庭課

【１．背景と目的】

食費等の物価高騰に直面し、その影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

以下のいずれかの要件を満たす者に対し、対象児童１人あたり５万円を支給した。

●対象者

<ひとり親世帯分>

- ①令和５年３月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和５年３月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当受給相当の収入の者に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている者

<ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分>

- ①令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給者
- ②給付の対象となる児童を養育する①以外の者であって、令和５年度の住民税均等割が非課税の者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税相当となっている者

●支給実績

4,323 世帯、児童 6,956 人、支給額 347,800,000 円

(内訳)

ひとり親世帯分 2,158 世帯、児童 3,256 人、支給額 162,800,000 円

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

2,165 世帯、児童 3,700 人、支給額 185,000,000 円

【3. 効果】

食費等の物価高騰の影響をより強く受けていると見込まれる、低所得の子育て世帯に給付金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

【4. 国・県との関連】

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和5年4月10日付こ支家第13号こども家庭庁支援局長通知別紙）及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知別紙）に基づき支給したもの。

【5. 事業費】

事業費 352,562,082 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

予算措置 令和5年3月専決処分（第1号）

No.	取組名	子育て応援支援金
13-1-13	担 当	こども未来部 こども家庭課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、市民生活、とりわけ経済的支援を要する子育て世帯に甚大な影響を及ぼしていることを受け、こどもと保護者の生活の安心を守ることが目的とし、児童扶養手当受給世帯等に対して、本市独自の支援金の給付を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

児童扶養手当受給世帯及び就学援助認定世帯に対し、対象児童１人あたり１万円を支給した。

●対象者

次のいずれかに該当する世帯。ただし、生活保護受給世帯を除く。

- ①令和２年５月１日時点で児童扶養手当の受給資格を有する世帯
- ②令和２年４月１日時点で就学援助の認定を受けている世帯であって、同年５月１日時点で継続して受給資格を有する世帯

●支給実績

3,500 世帯、児童 5,290 人、支給額 52,900,000 円

（児童内訳）児童扶養手当対象児童 1,362 人、就学援助対象児童 3,928 人

【３．効果】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響をより強く受けると見込まれる世帯に支援金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

【４．国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本市単独事業として実施した。

【５．事業費】

事業費 53,181,406 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和２年５月補正（第４号）

No.	取組名	子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金・支援給付金）
13-1-14	担 当	こども未来部 こども家庭課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響がさまざまな人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯への臨時特例給付の支給を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

以下のいずれかの要件を満たす者に対し、対象児童１人あたり１０万円（先行給付金５万円、追加給付金５万円）を支給した。

●対象者

- ①令和３年９月分（令和３年９月に出生した児童については、令和３年１０月分）の児童手当（本則給付）の受給者
- ②令和３年１０月１日から令和４年３月３１日までに出生した新生児の父母等（児童手当の本則給付相当の所得の者に限る）
- ③令和３年９月３０日において、高校生相当年齢の児童を養育する者
- ④令和３年９月３０日において、高校生相当年齢の者が委託されている里親等又は入所等を行っている施設の設置者

なお、基準日以降に離婚等により養育者が変更となった場合の課題に対応するため、令和４年２月７日付にて国要領が改正され、「支援給付金」の対象者として、以下の者についても対象にすると規定された。

- ⑤令和３年９月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和４年３月分の児童手当（本則給付）の受給者になった者
- ⑥令和３年９月３０日において高校生等を養育していなかったが、令和４年２月２８日時点において高校生等を養育している者（所得額が児童手当法施行令第１条に規定する額未満の者に限る。）

●支給実績

29,253 世帯、児童 48,792 人、支給額 4,878,600,000 円

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている子育て世帯に給付金を支給することにより、子育て世帯の生活の安定に資することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

基準日以降に離婚等により養育者が変更となった場合に、現養育者に給付金が支給されないこととされた課題に対応するため、令和4年2月7日付の国要領の改正により「支援給付金」が新設され、現養育者に対しても支給が可能となった。

本給付金の対象者は、児童手当の本則給付相当の所得の者に限定されたが、全国的に対象外の所得となる者にも給付を求める声が多くあった。この課題に対応するため、令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本市単独事業として、本給付金の対象外となった所得の者に対する給付を実施した。

【5. 国・県との関連】

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知別紙）に基づき支給したもの。

補助率は、国 10/10。

【6. 事業費】

事業費 4,890,222,637 円

財 源 国庫支出金 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金

予算措置 令和3年12月補正（第8号）

No.	取組名	子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付等対象者分）
13-1-15	担 当	こども未来部 こども家庭課

【１．背景と目的】

令和３年度に実施した「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金・支援給付金）」では、所得制限が設けられ、児童手当の所得制限限度額以上の所得の者が支給対象外とされた。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、すべての子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、当該給付金が支給されなかった者に対し、本市独自の支援として同様の給付を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

以下のいずれかの要件を満たす者に対し、対象児童１人あたり１０万円を支給した。

●対象者

- ①令和３年９月分（令和３年９月に出生した児童については、令和３年１０月分）の児童手当（特例給付）の受給者
- ②令和３年１０月１日から令和４年３月３１日までに出生した新生児の父母等（児童手当の特例給付相当の所得の者に限る）
- ③令和３年９月３０日において、平成１５年４月２日から平成１８年４月１日までに出生した児童の児童を養育する者等（児童手当の特例給付相当の所得の者に限る）
- ④令和３年１０月１日から令和４年２月２８日までに本市に転入した者であって、平成１５年４月２日から令和４年３月３１日までに出生した児童を養育する者（児童手当の特例給付相当の所得の者に限る）

●支給実績

３,０１６世帯、児童５,０４１人、支給額５０４,１００,０００円

【３．効果】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、すべての子育て世帯の支援を実施することができた。

【４．国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本市単独事業として実施した。

【5. 事業費】

事業費 504,603,601 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正（第1号）

No.	取組名	こども加算給付金
13-1-16	担 当	こども未来部 こども家庭課

【1. 背景と目的】

デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）において、食費等の物価高騰等への対応として物価高騰重点支援給付金の支給が決定されたことを踏まえ、当該給付金の受給者のうち児童を養育する者に対して、対象児童1人当たり5万円を追加で給付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税の者のみで構成される世帯であることを事由として、物価高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯主に対し、平成17年4月2日以降に出生した児童1人あたり5万円を支給した。

●支給実績

2,212世帯、児童3,578人、支給額178,900,000円

【3. 効果】

食費等の物価高騰の影響をより強く受けていると見込まれる、低所得の子育て世帯に給付金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

基準日以降に出生した児童分についても給付を行うこととされたため、繰越明許費を設定し、令和6年度にわたって給付を行った。

令和6年度住民税において、新たに非課税又は均等割のみ課税となった者のみで構成される世帯に対しても支援を行うため、令和6年度予算に必要な経費を計上し、給付金の支給を継続した。

【5. 国・県との関連】

デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）を活用して支給したものの。

補助率は、国10/10。

【6. 事業費】

事業費 179,883,722 円

財 源 国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年12月補正（第7号）

No.	取組名	介護保険料の減免
13-1-17	担 当	福祉部 介護保険課

【1. 背景と目的】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされたことを踏まえ、厚生労働省より介護保険の第1号被保険者の保険料減免に対する財政支援についての方針が示された。国基準のとおり減免を行った場合は、全額を国から財政支援されることとなった。

本市においても、国基準による介護保険料の減免を行うこととし、対象者の負担を軽減することとした。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

広報や納付書に同封する案内等で減免について周知を行い、希望者に対し減免申請書を送付し、減免を実施した。

● 対象期間

令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている介護保険料。

● 減免件数と減免額

- ①令和2年度 190件 5,451,700円
（うち、令和元年度賦課分） 90件 720,500円
（うち、令和2年度賦課分） 100件 4,731,200円
- ②令和3年度 50件 2,436,100円
- ③令和4年度 21件 803,900円

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響により生計中心者が死亡又は重篤な傷病を負った場合や、一定程度収入が下がった第1号被保険者に介護保険料の減免を行い、負担軽減に寄与した。

【4. 実施上の課題と対応】

減免対象となる基準が、収入減少の割合が前年比で10分の3以上とされていたため、1年目で収入がゼロになるなど大幅に減少した場合、2年目以降にさらに前年比10分の3以上の減少が必要なため、対象とならなかった。

2年目以降に本件減免の対象にならない場合は市の減免基準（常設のもの）に該当すれば減免を行うが、本件減免が前年の所得により全額又は10分の8の減免であることに対し、市の減免（常設のもの）の場合で所得段階が第2段階・第3段階の第1号被保険者であるときは第1段階に減免、第1段階の場合は2分の1減免となるため、減免の効果が限定的であった。

【5. 国・県との関連】

介護保険の第1号被保険者の新型コロナウイルス感染症に関する保険料減免全額について、国から介護保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金による財政支援があった。

No.	取組名	国民健康保険税の減免
13-1-18	担 当	保健医療部 国民健康保険課

【１．背景と目的】

令和２年４月８日付けで厚生労働省及び総務省より「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」の通知があり、令和２年５月１日付けで厚生労働省より確定通知があった。

国民健康保険税の減免について、川越市国民健康保険税条例第２５条（現在は２６条）の定めるところにより、川越市国民健康保険税減免の事務取扱要綱及び川越市国民健康保険税減免の事務取扱細則により運用していたが、新型コロナウイルス感染症についての減免は、当該通知のとおり緊急的かつ限定的な対応であるため、東日本大震災の災害減免と同様に、要綱第２条第４項及び細則第４条第４項の規定によらず、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免基準」を規定し、取り扱うこととした。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●実施期間 令和２年２月分から令和５年３月分

●減免対象世帯 ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、以下の１から３のすべてに該当する世帯

1. 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の１０分の３以上であること。
2. 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が１,０００万円以下であること。
3. 減少することが見込まれる事業収入等（１の収入）に係る所得以外の世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が４００万円以下であること。

●減免額 ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
⇒保険税全額

②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯
⇒世帯の被保険者全員について算定した保険税額、減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額、主たる生計維持者及び世帯に属するすべての被保険者について算定した前年の所得の合計額、及

び主たる生計維持者の前年の合計所得金額により、10分の2から全額を減免。

●実績	令和元年度	325 件	7,556,400 円
	令和2年度	446 件	75,376,100 円
	令和3年度	131 件	18,794,100 円
	令和4年度	37 件	5,812,700 円

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免を、国基準により行うことで、国からの財政支援が受けられ、国保税相当額を確保しつつ、対象世帯の負担軽減を図ることができた。

【4. 国・県との関連】

当該支給に要した費用の全額について、国から災害等臨時特例補助金と特別調整交付金による財政支援があった。

No.	取組名	後期高齢者医療保険料の減免
13-1-19	担 当	保健医療部 高齢・障害医療課

【1. 背景と目的】

後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第 111 条の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合は保険料の減免を行うことができるとしており、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえて、後期高齢者医療保険料の減免が財政支援の対象とされた。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ後期高齢者医療保険料の減免を行うもので、令和 3 年度及び令和 4 年度に埼玉県後期高齢者医療広域連合において実施され、受付は市町村が行う。

●減免対象者

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病（1 か月以上の入院や人工心肺等の治療を要する場合等）を負った世帯の方

⇒ 保険料を全額免除

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の当該年の事業収入や給与収入などのいずれかの収入額が、前年の収入に比べて 10 分の 3 以上減少することが見込まれる世帯の方で、一定の要件に該当する方

⇒ 保険料の一部又は全部を減額

●減免の対象となる保険料

当該年度分の保険料額で、普通徴収の納期限（年金天引きの場合には年金の支払日）が当該年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの保険料が対象となる。

なお、当該年 3 月に後期高齢者医療制度に加入された方は前年度分（当該年 4 月以後納期限）の保険料も対象となる。

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による後期高齢者医療保険料の減免を、国基準により行うことで、国からの財政支援が受けられ、保険料相当額を確保しつつ、対象者の負担軽減を図ることができた。

【4. 実施上の課題と対応】

実施主体は、埼玉県後期高齢者医療広域連合であるため、受付から減免が決定されるまで1カ月半から2カ月程度の期間を要した。

【5. 国・県との関連】

実施主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合が、国からの特別調整交付金を受ける。

【6. 事業費】

埼玉県後期高齢者医療広域連合による費用負担となるため、川越市としての予算措置はない。

No.	取組名	水道料金の基本料金免除
13-1-20	担 当	上下水道局 給水サービス課

【1. 背景と目的】

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰等の影響を受けた市民や事業者の負担の軽減を目的として、水道料金の基本料金の免除を実施した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

免除にあたっての申請手続きは不要とし、水道料金の請求額から基本料金相当額を差し引く形で実施した。

●対象者

地方公共団体等を除く、給水契約をしているすべての市民と事業者 173,358 件

●免除対象期間

令和4年9月及び10月の検針分

●周知方法

広報川越への掲載、市公式ホームページへの掲載及び水道料金等お知らせ票の通信欄への記載

【3. 効果】

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた市民や事業者等、幅広い対象者の負担の軽減に寄与した。

【4. 実施上の課題と対応】

免除を行うことにより水道事業において大幅な減収となるが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したことにより、大きな影響はなかった。

国からの説明により、「国の施設、市役所等の利用に係る水道料金の減免は対象外」とされたため、免除対象外とする使用者の抽出作業が必要となった。

【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

【6. 事業費】

事業費 128,265,630 円

財 源 国庫支出金（他会計補助金）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年6月補正（第1号）

No.	取組名	傷病手当金（国民健康保険）
13-1-21	担 当	保健医療部 国民健康保険課

【1. 背景と目的】

傷病手当金は、被保険者が療養のために労務に服することができなかった場合に支給されるものであり、被用者保険においては法定の給付となっているが、国民健康保険制度では、さまざまな就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、保険者が保険財政上余裕のある場合などに、任意に条例等で定めることで支給できるとされており、これまで本市の国民健康保険では傷病手当金の支給制度を設けていなかった。

これに対して、国内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備することが重要であるため、国内の感染拡大防止の観点から、国が国民健康保険を運営する市町村に傷病手当金制度の創設を促すとともに、国の緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援（全額国費）を行うこととした。

このことを受けて、本市では、令和2年6月定例会にて国民健康保険条例の一部改正を行い、傷病手当金を支給することとした。

【. 実施概要（実施時期、取組内容）】

国の財政支援の適用期間については、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたこと等を踏まえて、当初、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間としていた。

その後、国は、国内の感染拡大の状況を勘案し、3箇月ごとに期間延長の見直しを行い、令和5年3月31日まで財政支援措置の期間が延長されていたが、令和5年2月10日付の厚生労働省からの事務連絡により、傷病手当金の支給に関し、令和5年4月1日から同年5月7日までの延長と、併せて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、財政支援を終了することが示された。

これに伴い、本市においても適用期間の終期を令和5年5月7日までとした。

●対象者

川越市国民健康保険の被保険者で、勤務先から給与等の支払いを受けている被用者。
※個人事業主等は対象とならない。

●対象要件

新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと。

就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労することができない期間のうち、就労を予定していた日があること。

●支給実績

令和2年度	11件	504,794円
令和3年度	52件	2,498,194円
令和4年度	154件	5,003,762円
令和5年度	14件	346,465円

【3. 効果】

労働者が感染した場合等に、休みやすい環境を整備することで、感染者及び感染が疑われる者の外出等を抑制し、国内の感染拡大の機会の防止に寄与した。

【4. 実施上の課題と対応】

本市の国民健康保険では傷病手当金の支給制度を設ける例はなかったことから、令和2年6月定例会にて国民健康保険条例の一部改正を行い、傷病手当金を支給することとした。

制度の周知にあたっては広報川越や市公式ホームページを通じて行った。

国の緊急的・特例的な措置としての財政支援に基づき実施したものであるため、令和5年5月8日以降の国の財政支援終了に伴い、本市においても適用期間の終期を令和5年5月7日までとした。

【5. 国・県との関連】

当該支給に要した費用については、全額が国の財政支援として、特別調整交付金により交付された。

【6. 事業費】

事業費	令和2年度	504,794円
	令和3年度	2,498,194円
	令和4年度	5,003,762円
	令和5年度	346,465円

財源	県支出金	特別調整交付金分
予算措置	令和2年6月補正（第1号）	
	令和3年度当初予算	
	令和4年度当初予算	
	令和5年度当初予算	

No.	取組名	傷病手当金（後期高齢者医療制度）
13-1-22	担 当	保健医療部 高齢・障害医療課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症対策については、国内でのさらなる感染拡大をできる限り防止するために、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要であることから、令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部において、保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うことが決定された。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

後期高齢者医療制度被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に罹患、または感染症疑いの療養等により、仕事を休むことを余儀なくされ、給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった方に対し、埼玉県後期高齢者医療広域連合への申請により傷病手当金を支給するもの。

●支給対象者（下記の条件をすべて満たす方）

- ・埼玉県後期高齢者医療制度被保険者であること
- ・勤務先から給与の支払いを受けている被用者であること
- ・新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間があること
- ・就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全額又は一部の支給を受けられなかったこと

●対象期間

- ・就労できなかった期間のうち、始めの3日間連続して仕事を休んだ期間（待機期間）を除いた4日目以降の休みの期間

（入院が継続する場合は最長1年6か月）

※令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる状態となり、その療養のため就労できなかった期間が対象

※申請できるのは、待機期間を除いた支給対象日（労務不能であった日）ごとに、その翌日から2年間

●支給対象日数

支給対象期間において、就労を予定していた日数

●支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 支給対象日数 × 2 / 3

※給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることができる場合は、支給額を減額もしくは不支給とする

※上限額あり（日額：30,887円）

【3. 効果】

労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することで、感染拡大を防ぐことができる。

【4. 実施上の課題と対応】

令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる状態となり、その療養のため就労できなかった期間が対象となり、申請できるのは、待機期間を除いた支給対象日（労務不能であった日）ごとに、その翌日から2年間となっているため、申請受付期間に注意する必要がある。

【5. 国・県との関連】

実施主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合が国からの特別調整交付金を受ける。

【6. 事業費】

埼玉県後期高齢者医療広域連合による支給となるため、川越市としての予算措置はない。

No.	取組名	赤ちゃん応援手当
13-1-23	担 当	保健医療部 健康づくり支援課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症が流行し、生活においてさまざまな制約がある中で、出産・子育てをしている世帯に対し、経済的な支援を行い、子の健やかな成長を応援するもの。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●実施期間

令和２年８月～令和３年６月

●給付対象者

- ・令和２年４月１日から令和３年３月３１日に生まれた子（転入者含）
- ・申請時点において、本市の住民基本台帳への記録がある子

●受給対象者

- ・給付対象者を出産した者で、本市の住民基本台帳に記録がある者
- ・給付対象者と同一世帯である者
- ・申請時点において、本市の住民基本台帳への記録がある者

●給付額及び給付方法

子１人に対し３万円を、申請書に記載された指定口座への口座振込

【３．効果】

コロナ禍において出産・子育てをしている世帯の経済的負担を軽減することができた。

【４．実施上の課題と対応】

申請件数のうち約１割が書類不備となり、通知により再提出を促した。

【５．国・県との関連】

市独自事業（地方創生臨時交付金活用事業）

【6. 事業費】

事業費 56,832,420 円（令和 2 年度）

16,269,206 円（令和 3 年度）※令和 2 年度からの繰越明許費

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和 2 年度 7 月補正（第 8 号）

No.	取組名	省エネエアコン普及促進事業補助金
13-1-24	担 当	環境部 環境政策課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止として密を避けるために、自宅で過ごす時間が増え、エアコン等の利用によるエネルギー消費量が増える傾向となっていた。そのため、電力消費量の多いエアコン機器を省エネ性能の高いものを選択することで、家庭で使用する電力消費を抑え、二酸化炭素排出量を抑制することを目的に、省エネ性能の高いエアコンを購入する市民に対し、補助金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

● 実施時期

令和4年5月23日から申請受付を開始し、同年7月6日に予算額に達したため、申請受付を終了した。

● 補助概要

統一省エネルギーラベル4つ星以上の省エネエアコンを購入する市民に対し、購入金額（本体価格、取付費用）の3分の2又は次の補助基本額に加算額を加えた額のいずれか低い額（最大8万円を）を補助金として交付した。

- ・ 補助基本額（市内）：市内店舗で購入した場合の補助基本額 30,000 円
- ・ 補助基本額（市外）：市外店舗で購入した場合の補助基本額 10,000 円
- ・ 高齢者世帯加算：高齢者世帯が市内店舗で購入した場合に加算する額 20,000 円
- ・ 個人店舗加算：市内個人店舗で購入した場合に加算する額 30,000 円

【3. 効果】

省エネエアコンの購入 505 件に対し補助金を交付し、家庭で使用する電力消費の抑制を図ることができた。

また、省エネ家電の普及を促進するとともに、高齢者の熱中症対策、地域経済の活性化に寄与することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

市内販売店に事前に周知したことにより、申請等で大きなトラブルなく実施することができた。

設置前申請としたことにより、設置後に補助事業を知った方などから問い合わせがあったが、補助対象機器を限定していることから購入する前に確認させていただいていることなどを説明し、補助金を交付できないことを理解していただいた。

【5. 国・県との関連】

市独自事業

【6. 事業費】

事業費 27,250,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和4年度3月補正（第1号）

No.	取組名	再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金 (追加分)
13-1-25	担 当	環境部 環境政策課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止として密を避けるために、自宅で過ごす時間が増え、家庭での消費電力量が増え、電気料金が家計への負担となっていた。そのため、購入する電力量を抑制するとともに、2050 年脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器の普及促進を図ることを目的に、太陽光発電システム、蓄電池、電気自動車給充電設備を設置する市民に対し補助金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

● 実施時期

令和 4 年 5 月 9 日～12 月 23 日を申請受付期間とし、申請受付を行った。

● 補助概要

太陽光発電システム、蓄電池、電気自動車給充電設備（V2H）を設置する市民に対し、次のとおり補助金を交付した。

- ・太陽光発電システム（4kW 以上） 1 件 50,000 円
- ・蓄電池（4kWh 以上） 1 件 60,000 円
- ・電気自動車給充電設備（V2H） 1 件 200,000 円

【3. 効果】

太陽光発電システム 137 件、蓄電池 154 件、電気自動車給充電設備（V2H）1 件に対し補助を行い、再生可能エネルギー機器等の普及を図ることができた。

【4. 実施上の課題と対応】

電気自動車給充電設備（V2H）の申請件数が少なかった。

【5. 国・県との関連】

市単独事業

【6. 事業費】

事業費 10,330,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和 4 年度 3 月補正（第 1 号）

No.	取組名	省エネ家電買換え促進事業
13-1-26	担 当	環境部 環境政策課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民を支援するため、家庭の電力消費を抑制することを目的に、電力消費量の多いエアコン又は冷蔵庫を省エネ性能の高い機器への買い替える市民に対し、補助金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

● 実施時期

令和5年8月1日から申請受付を開始し、同年9月11日に予算額に達したため、申請受付を終了した。

● 補助概要

市内にある店舗を利用して、既存のエアコン又は冷蔵庫を省エネ基準達成率100%以上（エアコンで目標年度2010年の場合は114%以上）の製品へ買換える市民に対し、次の補助基本額に加算額を加えた額又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を補助金（最大5万円）として交付した。

- ・補助基本額（30,000円）：市内店舗で購入した場合
- ・住民税非課税世帯加算（20,000円）：世帯全員が令和5年度分住民税均等割が非課税の世帯

【3. 効果】

省エネ家電の購入690件に対し補助金を交付し、家庭で使用する電力消費の抑制を図ることができた。

また、省エネ家電の普及を促進するとともに、非課税世帯への経済的支援に寄与することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

事業開始が8月となったこともあり、エアコンを設置してしまった市民から補助金の交付対象にならないかとの問い合わせが多くあった。次年度以降に実施する場合は、事業開始時期を4月～5月に通した。

また、冷蔵庫については、故障して買換える例が多く、購入前申請としていたことから、申請受付後に急ぎで交付決定をする必要があった。

【5. 国・県との関連】

市単独事業

【6. 事業費】

事業費 22,990,733 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年度6月補正（第3号）

No.	取組名	エネルギー価格高騰対策再エネ機器導入支援事業
13-1-27	担 当	環境部 環境政策課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民を支援するため、家庭で購入する電力量を抑制するとともに、2050 年脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器の普及促進を図ることを目的に、太陽光発電システム、蓄電池を設置する市民に対し補助金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

● 実施時期

令和 5 年 8 月 1 日～12 月 23 日を申請受付期間とし、申請受付を行った。

● 補助概要

太陽光発電システム、蓄電池を設置する市民に対し、次のとおり補助金を交付した。

- ・太陽光発電システム（4kW 以上・既存住宅） 1 件 60,000 円
- ・太陽光発電システム（4kW 以上・新築住宅） 1 件 30,000 円
- ・蓄電池（4kWh 以上） 1 件 40,000 円

【3. 効果】

太陽光発電システム 26 件、蓄電池 45 件に対し補助を行い、再生可能エネルギー機器等の普及を図ることができた。

【4. 実施上の課題と対応】

当初予算による事業を終了した後に 2 か月ほど期間をおいてから当該事業を実施したため、周知をすることが難しかった。

また、県補助事業との併用について、当初予算分は可であったが、交付金を活用した当該事業は不可となるため、同じ補助対象で差が出てしまった。

【5. 国・県との関連】

市単独事業

【6. 事業費】

事業費 3,249,468 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和 5 年度 6 月補正（第 3 号）

No.	取組名	女性の負担軽減（生理用品の配布）
13-1-28	担 当	市民部 男女共同参画課

【1. 背景と目的】

経済的な事情やネグレクト、家族の無理解等により、必要な生理用品を十分に入手できない「生理の貧困」が新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で顕在化し問題となっていた。

そうした状況において、コロナ禍における女性の負担軽減に関する要望を受け、経済的な理由等により生理用品の購入が困難な方に、防災備蓄品の生理用品を活用し無償配布した。

また、必要に応じて相談案内を渡し、相談窓口の周知啓発を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●配布物の調達

第1回 市の防災備蓄品の生理用品（1パック 20 個入り）を 500 パック

第2回 第1回の残数のうち 50 パック、県の防災備蓄品の生理用品（1パック 10 個入り）から 80 パックの計 130 パック（男女共同参画課配布分）

●対象者

経済的な理由等により生理用品を購入できない女性及びその家族（原則として1家庭につき1パックを配布）

●実施期間

第1回 令和3年4月23日から6月30日まで

第2回 令和3年7月26日から令和4年3月31日まで

●配布場所

第1回 川越市役所（男女共同参画課、こども家庭課、生活福祉課）、各市民センター及び福祉総合相談窓口（U_PLACE 内） 計 15 箇所

第2回 川越市役所（男女共同参画課）、福祉総合相談窓口（U_PLACE 内）

●配布方法

- ・配布場所窓口において配布（窓口におき、必要な人に渡す）
- ・1家庭につき1パックを紙袋にいれて配布
- ・本人確認はしない。名前住所は聞かない。
- ・窓口で申し出にくい場合には、設置した専用カードやスマートフォンの画面を提示する方法により配布

【3. 効果】

第1回 293 人に配布

第2回 121 人に配布

【4. 実施上の課題と対応】

困窮する人が生理用品1パックを受け取りにわざわざ窓口まで出向いてくれるのかという課題があった。また、生理で困っていると他人に公言することへの抵抗感も課題であった。

後者の対応として、設置した専用カードやスマートフォンの画面を提示する方法により、口頭で申し出なくても配布できるようにした。

【5. 国・県との関連】

第2回配布の際には、県から防災備蓄品の生理用品（1パック10個入り）80パックの提供を受けた。（県も防災備蓄品の生理用品を関連部署及び希望する市町村に提供した。）

【6. 事業費】

事業費 0円（使用した防災備蓄品の補充は防災危機管理室で対応）

No.	取組名	こころの相談窓口
13-1-29	担 当	保健医療部 保健予防課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした外出自粛要請等により、日常生活に幅広く影響が生じたことから、多くの市民が不安やストレスを抱えて生活していることが推察された。さらに、これらの影響が長期化することで、心身の変調を訴える者が増加し、うつ病等精神疾患の発症にもつながることが危惧された。

このような市民の不安やストレスについて、精神保健福祉士・保健師といった専門職が傾聴し、早期に適切な対応をすることで、精神疾患の早期発見、早期治療につなげられるよう相談支援を実施した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

「新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口」について、市公式ホームページに掲載。

掲載期間：令和2年5月7日から令和5年9月27日まで

精神保健福祉士・保健師が、市民からの新型コロナウイルス感染症の影響により生じる不安やストレス等のこころの相談を随時受け、問題解決に向けてアドバイスをを行った。

電話・面接・訪問・メールにより随時相談を実施。相談件数は、令和2年度48件、令和3年度10件、令和4年度2件、令和5年度3件で、相談内容は、気分の落ち込みや不眠などの健康問題が多く、その他感染不安により外出できないなどの生活問題、家族関係の悪化などの家庭問題であった。

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響により生じる市民の不安やストレスの軽減、精神疾患の早期発見、早期治療を促し、問題解決に向けた対応が図れた。

【4. 実施上の課題と対応】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで市民が不安やストレスを抱えており、相談内容は複雑で多岐にわたった。精神保健上の問題だけでなく、労働・失業等に関する問題、育児や介護疲れの問題、孤独・孤立の問題などのさまざまな社会的要因が複雑に関係しながら存在しており、関係機関と連携を図りながら相談対応を行う必要があった。

また、市民が不安やストレスを一人で抱えないようにするために、相談窓口の周知に努める必要がある。

【5. 国・県との関連】

国や県の相談窓口、こころのケアに関する情報のページへのリンクを貼るなど、市民が必要とする情報にアクセスしやすい環境を整えた。

No.	取組名	市内在住の妊婦へのマスクの配布
13-1-30	担 当	保健医療部 保健医療推進課・こども未来部 母子保健課

【1. 背景と目的】

第1波の頃からマスクの購入が困難な状況となったことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防対策として、感染リスクの高いとされる妊婦に対し、災害用に備蓄しているマスク（以下「備蓄マスク」という。）を活用して、配布した。

マスクの購入が困難な状況は続き、配布期間は5回延長して令和2年12月までとなった。期間延長は、市内事業者等から寄附を受けたマスクなどを活用して行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

①当初：令和2年3月31日まで

対 象 者 市内居住の妊婦（里帰り出産のため、本市に居住する方を含む）

人 数 約 2,000 人

配布枚数 1人につき10枚

配布方法 郵送（3月6日発送）・妊娠届出時に窓口配布

②延長：令和2年4月30日まで、令和2年5月31日まで、 令和2年6月30日まで、令和2年7月31日まで、 令和2年12月31日まで

対 象 者 市内居住の妊婦（里帰り出産のため、本市に居住する方を含む）

配布枚数 1人につき10枚

配布方法 妊娠届出時に窓口配布

③寄附を受けたマスクが終了すること及びマスクが入手可能な環境となったことから、配布は12月31日をもって終了とした。

配布対象者は、①②を合計して3,763人となった。

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いとされる妊婦が、当時入手困難であったマスクを活用し、安心と安全を守ることに寄与した。

No.	取組名	分娩前ウイルス検査
13-1-31	担 当	こども未来部 母子保健課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス流行下において「新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援」が創設されたことにともない、本市においても令和2年度から「不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査」を開始した。

分娩予定日をおおむね2週間以内に控え、不安を抱えている、または基礎疾患を有する妊婦等で検査を希望する方に対して、ウイルス検査を適正に実施した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

埼玉県の集合契約及び償還払いによって対応した。

●対象者

分娩予定日をおおむね2週間以内に控え、不安を抱えている、または基礎疾患を有する妊婦等で検査を希望する方

●実施期間

令和2年9月1日～令和5年9月30日

●ウイルス検査実施件数

令和2年度	148 件
令和3年度	486 件
令和4年度	1,122 件
令和5年度	601 件

【3. 効果】

新型コロナウイルスに感染した場合の出産への影響や、新生児への感染リスクなど、解明されていないことも多く、出産を間近に控えた妊婦は多くの不安を抱えていたものと思慮される。

当事業における検査により、安心して出産に臨めるなど、不安を抱える妊婦の健康の保持及び増進に寄与した。

【4. 事業費】

●令和2年度

事業費 2,953,182 円
財 源 国庫支出金 母子保健衛生費国庫補助金
予算措置 令和2年6月補正（第5号）

●令和3年度

事業費 9,699,500 円
財 源 国庫支出金 母子保健衛生費国庫補助金
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和3年度当初予算

●令和4年度

事業費 22,415,500 円
財 源 国庫支出金 母子保健衛生費国庫補助金
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和4年度当初予算、令和4年6月補正（第4号）

●令和5年度

事業費 5,410,512 円
財 源 国庫支出金 母子保健衛生費国庫補助金
予算措置 令和5年度当初予算

(2) 事業者支援

No.	取 組 名	担 当	ページ
13-2-1	高齢者施設等運営継続支援金 (障害)	福祉部障害者福祉課	433
13-2-2	高齢者施設等運営継続支援金	福祉部高齢者いきがい課	436
13-2-3	高齢者施設等運営継続支援金 (介護)	福祉部介護保険課	438
13-2-4	保育所等における給食食材費等 高騰対策(認可外保育施設)	こども未来部こども政策課	440
13-2-5	保育所等における光熱費等高騰 対策(認可外保育施設)	こども未来部こども政策課	441
13-2-6	民間放課後児童クラブに係る小 学校臨時休業等支援補助金	こども未来部こども育成課	442
13-2-7	民間放課後児童クラブ放課後児 童支援員等処遇改善臨時特例事 業補助金	こども未来部こども育成課	444
13-2-8	保育所等における光熱費等高騰 対策(民間放課後児童クラブ)	こども未来部こども育成課	446
13-2-9	保育所等における光熱費等高騰 対策(保育施設等)	こども未来部保育課	448
13-2-10	保育所等における光熱費等高騰 対策(母子生活支援施設)	こども未来部こども家庭課	450
13-2-11	事業者用太陽光発電システム設 置事業補助金	環境部環境政策課	451
13-2-12	エネルギー価格高騰対策LED 照明器具導入支援事業	環境部環境政策課	452
13-2-13	住宅改修補助金	産業観光部産業振興課	453
13-2-14	中小企業者向け無料相談窓口	産業観光部産業振興課	455
13-2-15	中小企業者事業継続緊急支援金	産業観光部産業振興課	457

13-2-16	中小企業者事業継続支援金	産業観光部産業振興課	459
13-2-17	中小企業者等金融支援	産業観光部産業振興課	461
13-2-18	飲食業出前支援業務	産業観光部産業振興課	463
13-2-19	キャッシュレス決済消費活性化事業	産業観光部産業振興課	465
13-2-20	運送事業者事業継続支援金	産業観光部産業振興課	467
13-2-21	産業観光館（小江戸蔵里）再開支援事業	産業観光部産業振興課	468
13-2-22	プレミアム付商品券事業（令和2年度）	産業観光部産業振興課	470
13-2-23	プレミアム付商品券事業（令和4年度・5年度）	産業観光部産業振興課	471
13-2-24	飲食店における感染防止対策現地確認	産業観光部産業振興課	473
13-2-25	特別労働相談	産業観光部雇用支援課	475
13-2-26	農業経営継続支援金	産業観光部農政課	477
13-2-27	認定農業者等臨時経営支援金	産業観光部農政課	478
13-2-28	観光消費促進事業（スタンプラリー）	産業観光部観光課	479
13-2-29	デマンド型交通かわまる IC 端末導入補助金	都市計画部交通政策課	482
13-2-30	バス・タクシー車内感染防止対策支援金	都市計画部交通政策課	483
13-2-31	タクシー運行継続支援金	都市計画部交通政策課	485
13-2-32	路線バス運行継続支援金	都市計画部交通政策課	486
13-2-33	公共交通事業者燃料価格等高騰対策事業継続支援金	都市計画部交通政策課	487

No.	取組名	高齢者施設等運営継続支援金（障害）
13-2-1	担 当	福祉部 障害者福祉課

【1. 背景と目的】

障害福祉サービス等事業所において、物価高騰の影響により、光熱費、燃料費、食材料費といった運営経費が増大しているなか、利用者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、事業者の負担を軽減し、障害者施設等の安定的な事業継続を目的として支援を行う。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により通常の事業運営に加えてかかった費用について、国の障害者総合支援事業費補助金を活用し、その費用の一部を補助する。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

①高齢者施設等運営継続支援金

安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、支援金を交付する。

●令和4年度

申請期間：令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

障害者支援施設：6施設 260人（単価：9,000円/人）

グループホーム：56住居（単価：60,000円/住居）

通所系事業所：43事業所（単価：60,000円/事業所）

訪問系事業所：6事業所（単価：30,000円/事業所）

●令和5年上半期

申請期間：令和5年7月3日から令和5年8月31日まで

障害者支援施設：6施設 260人（単価：9,000円/人）

グループホーム：74住居（単価：60,000円/住居）

通所系事業所：63事業所（単価：60,000円/事業所）

訪問系事業所：6事業所（単価：10,000円/事業所）

●令和5年度下半期

申請期間：令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

障害者支援施設：6施設 260人（単価：9,000円/人）

グループホーム：75住居（単価：60,000円/住居）

通所系事業所：64事業所（単価：60,000円/事業所）

訪問系事業所：8事業所（単価：10,000円/事業所）

②サービス継続支援事業

施設において感染者等が発生した際、必要なサービスの提供を継続的に行うために施設の消毒や人員確保等について、費用の補助を行う。

●令和2年度

通所系事業所：1事業所

●令和3年度

障害者支援施設：3施設

グループホーム：1事業所

③就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減少している就労系事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用の一部を補助する。

●令和2年度

就労系事業所：5事業所

④生産活動拡大支援事業

就労継続支援事業所に対し新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう補助を行う。

●令和3年度

就労系事業所：2事業所

【3. 効果】

事業者の安定的な運営に寄与することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

全国の市町村を対象とした国の補助金を活用した事業であったため、全施設・事業所を対象に実施できたが、その後の国の補助メニューはなく、同様の支援金を要望された際に、市単独の財源では実施することが難しい。

【5. 国・県との関連】

国の補助金を活用し、補助を行った。

【6. 事業費】

①高齢者施設等運営継続支援金

事業費	令和4年度	8,460,000円
	令和5年度上半期	10,620,000円
	令和5年度下半期	10,760,000円

財 源

令和4年度	国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
令和5年度上半期	国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
令和5年度下半期	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

予算措置

令和4年度	令和4年12月補正（第8号）
令和5年度上半期	令和5年6月補正（第3号）
令和5年度下半期	令和5年12月補正（第7号）

②サービス継続支援事業

事業費	令和2年度	616,000円
	令和3年度	2,505,000円

財 源 国庫支出金 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

予算措置	令和2年度	令和2年6月補正（第4号）
	令和3年度	令和3年6月補正（第3号）

③就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

事業費	令和2年度	2,500,000円
-----	-------	------------

財 源 国庫支出金 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

予算措置 令和2年9月補正（第9号）

④生産活動拡大支援事業

事業費	令和3年度	250,000円
-----	-------	----------

財 源 国庫支出金 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

予算措置 令和3年6月補正（第3号）の執行残により対応

No.	取組名	高齢者施設等運営継続支援金
13-2-2	担 当	福祉部 高齢者いきがい課

【1. 背景と目的】

物価高騰の影響により、光熱費、燃料費、食材料費といった運営経費が増大している中、高齢者施設の入居者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、事業所・施設を運営する事業者の負担を軽減し、安定的な事業継続を目的として、支援金の交付を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

事業者からの申請により、支援金を交付した。

① 令和4年度

申請期間：令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

・入所系施設 36 施設（1,494 人）／全 39 施設

（1 施設当たりの支給額：入所者数×12,000 円）

② 令和5年度上半期

申請期間：令和5年7月3日から令和5年8月31日まで

・入所系施設 42 施設（1,783 人）／全 42 施設

（1 施設当たりの支給額：入所者数×17,000 円）

③ 令和5年度下半期

申請期間：令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

・入所系施設 44 施設（1,891 人）／全 44 施設

（1 施設当たりの支給額：入所者数×17,000 円）

【3. 効果】

事業者の安定的な運営に寄与することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

全国の市町村を対象とした国の補助金を活用した事業であったため、全施設・事業所を対象に実施できたが、その後の国の補助メニューはなく、同様の支援金を要望された際に、市単独の財源では実施することが難しい。

【5. 国・県との関連】

国の交付金を活用した。

【6. 事業費】

事業費

- ①令和4年度 17,928,000 円
- ②令和5年度上半期 30,311,000 円
- ③令和5年度下半期 32,147,000 円

財 源

- ①令和4年度 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- ②令和5年度上半期 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- ③令和5年度下半期 国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

予算措置

- ①令和4年12月補正（第9号）
- ②令和5年6月補正（第3号）
- ③令和5年12月補正（第6号）

No.	取組名	高齢者施設等運営継続支援金（介護）
13-2-3	担 当	福祉部 介護保険課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰の影響により、光熱費、燃料費、食材料費といった運営経費が増大している中、介護保険サービスの利用者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、事業所・施設を運営する事業者の負担の軽減及び安定的な事業継続を目的として、支援金の交付を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

事業者からの申請により、支援金を交付した。

① 令和4年度

申請期間：令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

- ・入所系 67 施設（2,840 人）／全 68 施設
（1 施設当たりの支給額：入所者数×12,000 円）
- ・通所系 111 事業所／全 125 事業所
（1 事業所当たりの支給額：150,000 円）
- ・訪問系 208 事業所／全 236 事業所
（1 事業所当たりの支給額：50,000 円）

② 令和5年度上半期

申請期間：令和5年7月3日から令和5年8月31日まで

- ・入所系 68 施設（2,846 人）／全 68 施設
（1 施設当たりの支給額：入所者数×17,000 円）
- ・通所系 114 事業所／全 125 事業所
（1 事業所当たりの支給額：210,000 円）
- ・訪問系 212 事業所／全 236 事業所
（1 事業所当たりの支給額：10,000 円）

③ 令和5年度下半期

申請期間：令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

- ・入所系 69 施設（2,864 人）／全 69 施設
（1 施設当たりの支給額：入所者数×17,000 円）
- ・通所系 112 事業所／全 120 事業所
（1 事業所当たりの支給額：210,000 円）
- ・訪問系 226 事業所／全 247 事業所
（1 事業所当たりの支給額：10,000 円）

【3. 効果】

事業者の安定的な運営に寄与することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

国の交付金を活用し実施してきたが、今後、物価高騰が継続しても国で同様の経済対策が講じられていない場合には、市単独で財源を確保しなければならず、実施が困難である。

【5. 国・県との関連】

国の交付金を活用した。

【6. 事業費】

事業費

- | | |
|-----------|--------------|
| ①令和4年度 | 61,130,000 円 |
| ②令和5年度上半期 | 74,442,000 円 |
| ③令和5年度下半期 | 74,468,000 円 |

財 源

- | | | |
|-----------|-------|-------------------------|
| ①令和4年度 | 国庫支出金 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| ②令和5年度上半期 | 国庫支出金 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| ③令和5年度下半期 | 国庫支出金 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 |

予算措置

- | |
|-----------------|
| ①令和4年12月補正（第9号） |
| ②令和5年6月補正（第3号） |
| ③令和5年12月補正（第6号） |

No.	取組名	保育所等における給食食材費等高騰対策（認可外保育施設）
13-2-4	担 当	こども未来部 こども政策課

【１．背景と目的】

認可外保育施設において、コロナ禍における食材価格上昇分について、保育事業者の負担を軽減する。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

市内の認可外保育施設における食材価格の上昇分に係る経費を対象とする。

（令和４年度、令和５年度、※令和５年度下半期）

※ただし、令和５年度下半期については、財源として、国の補助金について新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金は使用せず、物価高騰対策対応の地方創生臨時交付金を使用したため、参考掲載。

【３．効果】

保育事業者の負担軽減を図る。

支援施設数：令和４年度（４施設）

令和５年度（１０施設）、令和５年度下（１０施設）

食材費高騰により負担増となった認可外保育施設に補助を行うことにより、安定した保育事業の運営に寄与した。

【４．事業費】

事業費 令和４年度 482,400 円

令和５年度 1,300,800 円

令和５年度下 423,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

県支出金 埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金

予算措置 令和４年度 ６月補正（第５号）

令和５年度 ６月補正（第３号）

12月補正（第６号）

No.	取組名	保育所等における光熱費等高騰対策（認可外保育施設）
13-2-5	担 当	こども未来部 こども政策課

【１．背景と目的】

令和４年９月９日付け内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」の創設について」が周知されたことに伴い、本市でも地方創生臨時交付金を活用し、認可外保育施設の負担軽減のため光熱費を補助することとした。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

市内の認可外保育施設に対し、物価高騰の影響で増加した光熱費の上昇相当分に係る経費について補助金を交付した。

【３．効果】

物価高騰対策として対象施設の事業運営を支援した。（支援施設数 令和４年度 34 施設、令和５年度 25 施設）

光熱費高騰により負担増となった認可外保育施設に対し、高騰分の補助を行うことにより、施設の負担を軽減し、安定した保育事業の運営に寄与した。

【４．事業費】

事業費 令和４年度 1,905,700 円

令和５年度 2,535,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

県支出金 埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金

予算措置 令和４年度 12 月補正（第 9 号）

令和５年度 6 月補正（第 3 号）

No.	取組名	民間放課後児童クラブに係る小学校臨時休業時等 支援補助金
13-2-6	担 当	こども未来部 こども育成課

【1. 背景と目的】

国交付金（子ども・子育て支援交付金）において、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う、小学校の臨時休業時等の放課後児童クラブの人件費等に対する財源措置が示されたことから、当該財源措置を活用し、民間放課後児童クラブにおいて、開所時間を延長し、午前中から児童の受入れを行った場合の人件費等に対する補助を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

民間放課後児童クラブにおいて、市内小学校の臨時休業を受け、開所時間を延長し、午前中から児童の受入れを行った場合の人件費及び、感染拡大防止に係る児童の利用自粛に伴う保育料減収額に対し補助金を交付する。

●補助対象者

民間放課後児童クラブ（1施設）

●実施期間

令和元年度（令和2年3月）・令和2年度

●交付実績

令和元年度 民間放課後児童クラブ（1施設）：40,262円

※令和元年度は、民間放課後児童クラブ事業補助金として、該当経費を追加交付。

令和2年度 民間放課後児童クラブ（1施設）：895,000円

【3. 効果】

民間放課後児童クラブについて、小学校の臨時休業等により午前中から開室したことにより、保育を必要とする方へのサービス提供の確保を図ることができた。また、登室自粛利用者の保育料を減免したことにより、経済的負担の軽減と真に保育を必要とする方へのサービス提供の確保を図ることができた。

【4. 国・県との関連】

子ども・子育て支援交付金交付要綱において、新型コロナウイルスの感染対策に係る特例措置として、財源補助が示された。

【5. 事業費】

●令和元年度

事業費 40,262 円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

予算措置 令和元年度当初予算

●令和2年度

事業費 895,000 円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年度当初予算（流用）

No.	取組名	民間放課後児童クラブ放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金
13-2-7	担 当	こども未来部 こども育成課

【１．背景と目的】

国において、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で保育等へ従事する職員の処遇改善のための各種補助制度が創設された。放課後児童健全育成事業の従事者については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和４年２月から収入を３％程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を実施することを目的に、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」が定められたことから、市内の民間放課後児童クラブに対し、当該処遇改善に係る経費の補助を行うこととなった。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

市内の民間放課後児童クラブに対し、従事する職員の処遇改善に係る経費を対象として補助金を交付する。

●補助対象者

民間放課後児童クラブ（１施設）

●実施期間

令和４年２月から令和４年９月

●交付実績

令和３年度 民間放課後児童クラブ（１施設）： 41,800 円

令和４年度 民間放課後児童クラブ（１施設）： 125,400 円

【３．効果】

民間放課後児童クラブに対し補助を行うことにより、支援の質の維持及び施設運営の安定化に寄与した。

【４．国・県との関連】

保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱において、財源補助が示された。

【5. 事業費】

●令和3年度

事業費 41,800 円

財 源 国庫支出金 保育士等処遇改善臨時特例交付金

予算措置 令和3年度当初予算（流用）

●令和4年度

事業費 125,400 円

財 源 国庫支出金 保育士等処遇改善臨時特例交付金

予算措置 令和4年度当初予算

No.	取組名	保育所等における光熱費等高騰対策（民間放課後児童クラブ）
13-2-8	担 当	こども未来部 こども育成課

【１．背景と目的】

令和４年９月９日付け内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」の創設について」が周知されたことに伴い、本市でも地方創生臨時交付金を活用し、民間放課後児童クラブの負担軽減のため光熱費を補助することとした。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

市内の民間放課後児童クラブに対し、物価高騰の影響で増加した光熱費の上昇相当分に係る経費について補助金を交付する。

●補助対象者

民間放課後児童クラブ（４施設）

●実施期間

令和４年度・令和５年度

●交付実績

令和４年度 民間放課後児童クラブ（４施設）：68,000 円

令和５年度 民間放課後児童クラブ（３施設）：120,000 円

【３．効果】

民間放課後児童クラブに対し補助を行うことにより、物価高騰による負担を軽減し、支援の質の維持及び施設運営の安定化に寄与した。

【４．国・県との関連】

埼玉県放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金交付要綱において、財源補助が示された。

【5. 事業費】

●令和4年度

事業費 68,000 円

財 源 県支出金 放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金

予算措置 令和4年度当初予算

●令和5年度

事業費 120,000 円

財 源 県支出金 放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年6月補正（第3号）

No.	取組名	保育所等における光熱費等高騰対策（保育施設等）
13-2-9	担 当	こども未来部 保育課

【1. 背景と目的】

令和4年9月9日付け内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」が周知されたことに伴い、本市でも地方創生臨時交付金を活用し、保育事業者の負担軽減のため光熱費を補助することとした。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●令和4年度

令和4年4月から令和5年3月を対象に、保育施設等運営者に対し、光熱費上昇相当額の一部を補助するもの。

補助額 1,700 円×利用定員数（R4. 4. 1 時点）

●令和5年度

令和5年4月から令和6年3月を対象に、保育施設等運営者に対し、光熱費上昇相当額の一部を補助するもの。

補助額 3,000 円×当該年度の開所月数×利用定員数（R5. 4. 1 時点）

【3. 効果】

原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた保育施設等事業者の負担を軽減し、安定した保育事業の運営に寄与した。

【4. 国・県との関連】

●令和4年度

- ・埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援地方交付金

●令和5年度

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援地方交付金

【5. 事業費】

事業費 20,965,000 円

令和4年度	8,024,000 円
令和5年度	12,941,000 円

財 源

令和4年度

- ・県支出金 埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、
電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援地方交付金
(国庫支出金)

令和5年度

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、
電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援地方交付金
(国庫支出金)

予算措置 令和4年度 令和4年12月補正(第9号)

令和5年度 令和5年6月補正(第2号)

No.	取組名	保育所等における光熱費等高騰対策（母子生活支援施設）
13-2-10	担 当	こども未来部 こども家庭課

【１．背景と目的】

令和４年９月９日付け内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」が周知されたことに伴い、本市でも地方創生臨時交付金を活用し、市内母子生活支援施設の負担軽減のため光熱費を補助することとした。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●令和４年度

光熱費等高騰対策として、前年度実績をもとに算出した金額４０万円の補助を行った。

●令和５年度

光熱費等高騰対策として、前年度実績をもとに算出した金額２８万円の補助を行った。

【３．効果】

対象施設に対し、光熱費高騰対策に係る補助を行うことにより、負担の激変緩和につながり、安定したサービスの質の維持に寄与した。

【４．国・県との関連】

補助率は、令和３・４年度とも国 10/10。

【５．事業費】

●令和４年度

事業費 400,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和４年 12 月補正（第 8 号）

●令和５年度

事業費 280,000 円

財 源 国庫支出金 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
（地方創生臨時交付金）

予算措置 令和５年 6 月補正（第 3 号）

No.	取組名	事業者用太陽光発電システム設置事業補助金
13-2-11	担 当	環境部 環境政策課

【1. 背景と目的】

事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力を自ら使用することにより、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を抑制するとともに、脱炭素社会の実現を目指すことを目的に、太陽光発電設備の設置に対する費用に補助金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

● 実施時期

令和4年8月1日～12月23日を申請受付期間とし、申請受付を行った。

● 補助概要

太陽光発電システム（5kW以上）を設置する事業者に対し、1kWあたり3万円（上限60万円）又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を補助金として交付した。

【3. 効果】

市内事業者1件（太陽光発電システム11kW）に補助金を交付した。

【4. 実施上の課題と対応】

申請が想定よりも大幅に少なかった。年度途中から申請受付を開始したことや事業の周知不足が原因と考えられる。

【5. 国・県との関連】

市単独事業

【6. 事業費】

事業費 330,000円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年度6月補正（第5号）

No.	取組名	エネルギー価格高騰対策LED照明器具導入支援事業
13-2-12	担 当	環境部 環境政策課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける事業者を支援するため、市内事業所の電力消費を抑制することを目的に、事業所の既存照明設備を省エネ性能の高いLED照明設備へ更新する事業者に対し、補助金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

● 実施時期

令和5年8月1日から申請受付を開始し、同年12月14日に予算額に達したため、申請受付を終了した。

● 補助概要

LED照明切り替え工事に要する費用の2分の1（千円未満切り捨て）又は300,000円のいずれか低い額を補助金（最大5万円）として交付した。

【3. 効果】

市内事業所14件について補助金を交付し、事業所の省エネ化を促進することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

年度途中からの実施となったため、広報川越や市公式ホームページのほかに市内工業会へ郵送で案内を送付し、事業の周知を図った。

【5. 国・県との関連】

市単独事業

【6. 事業費】

事業費 3,001,775円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年度6月補正（第3号）

No.	取組名	住宅改修補助金
13-2-13	担 当	産業観光部 産業振興課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、停滞する市内経済の振興と、コロナ禍によって変わった生活環境に合った住宅へのリフォーム需要に対応する為、令和４年度に限り住宅改修制度を拡充し年間を通じて申請の受付を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●対象者

通常の住宅改修補助金制度の対象者と同じ

●受付期間

令和４年４月２１日～令和５年１月１０日【抽選なし・随時受付】

※予算に達し次第、受付終了としていたが、一部流用対応し、期間内受付を行った。

●補助額

改修工事費用（税抜）の５％ 補助上限額７万円（千円未満切捨て）

【３．効果】

コロナ禍におけるリフォーム需要に対応するとともに、市内施工業者の受注機会の拡大につながり、市内経済の活性化が図られた。

（補助件数８５６件）

【４．実施上の課題と対応】

当初、交付件数７００件を見込んでいたところ、８５６件の申請があり、一部流用を行い、すべての申請者に補助金交付を行った。当事業の他にもコロナ対応の事務を多く抱えている中で、担当のみでの対応は困難であったため、会計年度任用職員を採用し、対応した。

例年、上限額５万円で補助金交付をしている中で、令和４年度のみ７万円と上限を引き上げたことで、他の年度との不均衡が生じることが懸念されたが、大きな混乱はなかった。

【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

【6. 事業費】

事業費 52,251,986 円

(会計年度任用職員の人件費及び市の一般財源分を含む)

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年度3月補正(第1号)

No.	取組名	中小企業者向け無料相談窓口
13-2-14	担 当	産業観光部 産業振興課

【1. 背景と目的】

令和2年度においては、埼玉県よろず支援拠点から専門家の派遣を受け、新型コロナウイルス感染症の対応に係る各種支援金等を含めたさまざまな相談に対応していた。この専門家派遣が終了となったことから、継続した事業者相談窓口を設置するため、当該相談事業を設置することとした。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●設置期間

令和3年4月1日から令和4年3月15日まで

●設置場所

川越市役所本庁舎5階 商工相談室

●対象者

市内で事業を営む中小企業、個人事業主等

●相談員

中小企業診断士 ※（一社）埼玉県中小企業診断協会から派遣

●申込方法

相談希望日1週間前までの事前予約制

●相談日及び相談時間帯

土日・祝日を除く平日 午前10時から午後5時まで（最長2時間）

●相談費用

無料

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症対策として、国や県等が実施する支援策についての紹介及びこれに係る諸手続き、資金繰り、経営改善などのさまざまな相談に対応することで、中小企業者の事業継続などに寄与した。

【４．実施上の課題と対応】

課題としては、前年度実績をもとに年間の相談件数を５０件と見込んでいたが、９件の相談に留まった。令和２年度中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大初期であり、先行きが不透明であったことから相談数が多かったのに対し、令和３年度には、国や県等が実施する支援などに係る周知が図られ、実際に支援等が開始されたことなどが要因であると考えられる。

今後の実施にあたっては、他の関係機関等が実施する相談事業との差別化を図るなどにより、中小企業者が求める支援を効果的かつ効率的に行うことができるよう、検討する必要がある。

【５．国・県との関連】

市の単独事業として実施

【６．事業費】

事業費 １５８,４００円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和３年度３月補正（第１号）

No.	取組名	中小企業者事業継続緊急支援金
13-2-15	担 当	産業観光部 産業振興課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高の減少によって経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業継続を支援する為、中小企業者事業継続緊急支援金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●「川越市中小企業者事業継続緊急支援金」

【実施期間】 申請期間：令和2年5月15日～令和2年6月30日

【実施概要】

令和2年2月～5月までのいずれか1箇月の売上が前年同月と比較して15%以上50%未満減少している市内の中小企業者（個人事業主を含む）に一律10万円を給付 ※国の持続化給付金との併給不可

●「川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】」

【実施期間】 申請期間：令和2年8月5日～令和3年2月28日

【実施概要】

令和2年2月～12月までのいずれか1箇月の売上が前年同月と比較して15%以上減少している市内の中小企業者（個人事業主を含む）に一律10万円を給付 ※国の持続化給付金との併給も可能

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者に業種を問わず用途を限定しない支援金を一律に交付することでより多くの市内中小企業者の事業継続に貢献した。

●交付件数

第1弾	1,259件
拡充版	5,811件
合 計	7,070件（総交付額7億700万円）

【4. 実施上の課題と対応】

対象となる中小企業者数がわからなかった為、予算計上が困難であった。
同じ臨交事業からの流用で対応した。

【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

【6. 事業費】

事業費 708,053,795 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
寄付金

予算措置 「川越市中小企業者事業継続支援金」

令和2年度4次補正

「川越市中小企業者事業継続支援金【拡充版】」

令和2年度8次補正

No.	取組名	中小企業者事業継続支援金
13-2-16	担 当	産業観光部 産業振興課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高の減少によって経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業継続を支援する為、中小企業者事業継続支援金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●「川越市中小企業者事業継続支援金」（第1弾）

【実施期間】 申請期間：令和3年4月19日～令和3年7月31日

【実施概要】

令和3年1月～3月までのいずれか1箇月の売上が前年（前々年）同月と比較して15%以上かつ7万円以上減少している市内の中小企業者（個人事業主を含む）に一律7万円を給付

※県による時短要請対象飲食店等は対象外

●「川越市中小企業者事業継続支援金」（第2弾）

【実施期間】 申請期間：令和3年10月13日～令和4年2月14日

※当初の期日（令和4年1月31日）を延長

【実施概要】

令和3年4月～12月までのいずれか1箇月の売上が前年（前々年）同月と比較して15%以上減少している市内の中小企業者（個人事業主を含む）に一律6万円を給付

※第1弾時設定の減少額要件を撤廃し、県による時短要請対象飲食店等も対象

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者に業種を問わず用途を限定しない支援金を一律に交付することでより多くの市内中小企業者の事業継続に貢献した。

●交付件数

第1弾	4,468件
第2弾	5,815件
合 計	10,283件（総交付額6億6,166万円）

【4. 実施上の課題と対応】

第二弾の実施にあたり、第一弾から提出書類を簡略化したところだが、申請者からの誤記載等が発生し、再振込が発生した事例があった。不明瞭な点については、別途書類の提出を求めることで、再振込発生件数を抑えた。

【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

【6. 事業費】

事業費 667,270,148 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
寄付金

予算措置 「川越市中小企業者事業継続支援金」 令和3年度1次補正

「川越市中小企業者事業継続支援金」 令和3年度9次補正

No.	取組名	中小企業者等金融支援
13-2-17	担 当	産業観光部 産業振興課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等の減少等によって経営の安定に支障が生じている小規模企業者の資金調達の支援を目的として、既存の小規模企業者セーフティ融資に新型コロナウイルス特例として特例を設け金融支援を行うこととなった。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●対象者 ※令和2年7月1日から適用分で記載

- ・事業所を市内に有し、同一の事業を3箇月以上継続して営んでいる小規模企業者
- ・新型コロナウイルス感染症のため、3箇月間の売上が前年同月比で5%以上減少し、セーフティネット保証5号の認定を受けていること。
- ・【借換えの場合】借換えにより、経営の安定及び事業の継続が図られ、かつ、返済の見込みが十分にあると見込まれること。

●受付期間

令和2年3月26日～令和2年6月30日

令和2年7月1日～令和3年3月31日（拡充）

●取組概要

1. 融資条件の拡充

- ・融資限度額の引上げ 500万円⇒1,000万円
- ・融資期間の延長 5年以内⇒10年以内
- ・据置期間の延長 6箇月以内⇒3年以内
- ・信用保証料補助の補助率 40%⇒100%
- ・貸付利率 年1.1%⇒当初2年間は無利子

2. 資格要件の緩和

- ・市内での所在要件（個人） 住所及び事業所⇒事業所
- ・所在期間及び事業継続期間 1年以上⇒3箇月以上
- ・納税証明書 添付不要

3. 借換え要件の追加

【3. 効果】

小規模企業者セーフティ融資の融資条件の拡充等のほか、利子（当初2年間）及び信用保証料の全額補助を行ったことで、地域経済の原動力である小規模企業者の資金繰りの支援を行った。（融資件数：159件）

【4. 実施上の課題と対応】

融資を受けた小規模企業者が借入融資について繰上償還を行ったことにより、当初の保証期間が短縮されて未経過分に係る信用保証料補助金が過払いになり、市へ過払い分の信用保証料補助金が返金されている。（令和2年6月26日に要綱改正を行い、保証料の返還規定を設けている。）

小規模企業者セーフティ融資（新型コロナウイルス特例）により貸し付けた融資について信用保証料補助金の返還が生じた場合、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用していることから、国庫返納の手続きが必要になる。補助金返還が生じた場合、財政課を通じ毎年5月頃に国庫返納手続きを取ることにしているため、繰上償還及び市へ補助金返還があったときはその都度、財政課に返還金額を共有することに留意する。なお、国庫返納に係る予算措置については財政課で対応している。

※令和4年11月4日付 事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る信用保証料の補助等事業における過払分返金額の国庫返納手続等について」参照

【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

【6. 事業費】

事業費 34,856,787円（令和2年度 利子補助＋保証料補助）

10,253,260円（令和3年度 利子補助）

3,815,345円（令和4年度 利子補助）

38,629円（令和5年度 利子補助）

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

※令和5年度分のみ国庫充当無

予算措置 令和2年度3月補正（第1号）

令和3，4，5年度は当初予算

No.	取組名	飲食業出前支援業務
13-2-18	担 当	産業観光部 産業振興課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などにより外出自粛が要請されている中において、市内飲食店では客足が激減し、売上が大幅に減少する状況となっていた。

このことから、市内飲食店（チェーン店を除く）に対する支援策の一つとして、影響が特に大きいと考えられる、中心市街地にある小規模飲食店等の出前を支援するため、注文受付及び配達代行等を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●対象

個人経営で出前対応が困難な飲食店

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新たに出前業務に取り組んだ飲食店も対象とするなど、柔軟に対応

●実施期間

【飲食店募集】 令和２年６月１８日～令和２年８月３１日

１８店舗、４４商品にて実施

【注文受付】 令和２年６月２４日～令和２年８月３１日

注文件数：２０２件

注文数：５０７食

売上：６８５，１００円

●実施方法

下記①～⑥について、本事業の受託事業者が対応

①利用者（注文者）からの注文受付（電話等）

※前日の１０時～１５時

②参加飲食店への注文品の連絡

※前日

③参加飲食店からの注文品の受け取り

④利用者（注文者）への注文品の配達

※ランチ：１１時～１４時、ディナー：１６時３０分～１９時３０分

⑤代金の収受・利用者（注文者）からの代金の受け取り

⑥飲食店へ代金の支払

※代金は一週間分まとめて支払い

【3. 効果】

飲食店だけでなく消費者からも事業継続の希望があったことから、コロナ禍での支援としては一定の効果があったものと考えている。

特に、飲食店に対しては、テイクアウト用の容器や配達人員など負担増となる部分を提供することにより、これまで店内のみで営業を行っていた飲食店が新たにテイクアウトやデリバリーに取り組むための支援にもつながった。

【4. 実施上の課題と対応】

前日までの注文、実施期間の短さ、配達エリアの狭さなどについて意見があったことから、今後実施するにあたっては、検討が必要だと考える。

飲食店には、埼玉県による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、営業時間の短縮等の要請に協力した飲食店等を運営する事業者に対して「埼玉県感染防止対策協礼金」も支給されていたことから、飲食店に対する支援は手厚いものになった。一方で、飲食関連事業者（食材を提供する業者等）に対する支援についても検討する必要があるのではないかと考える。

【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

【6. 事業費】

事業費 8,990,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和2年度5月補正（第4号）

No.	取組名	キャッシュレス決済消費活性化事業
13-2-19	担 当	産業観光部 産業振興課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、新型コロナウイルスワクチンの接種が進み、経済活動の本格的な再開、正常化に向かう局面を迎えることを見込み、国の地方創生臨時交付金を活用してキャッシュレス決済のポイント還元事業を実施することで、市内商店、飲食店等における販売促進を図るとともに、地域の消費を喚起し、市内経済の活性化を図ることを目的とした。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●実施時期

令和4年1月5日～1月31日

●ポイント付与率

25%

●「付与上限額／期間」及び「付与上限額／回」

5,000円／期間・2,000円／回

●対象店舗

PayPay（株）の市内加盟店舗のうち、中小企業基本法の「中小企業」に限る。
また、スーパー、ドラッグストア及びコンビニエンスストア等を除く。

【3. 効果】

キャンペーン期間中のPayPay総取引額は4億6400万円で、キャンペーン前と比べると205%の伸び率であった。最も利用された業種は各種小売業で、全体の約45%を占め、続いて飲食業が約35%を占めた。両業種とも約140%の伸び率であったとともに、両業種で全体の約8割を占めたことより、本キャンペーンの事業目的である飲食・小売業等の売上げの向上に大きく寄与したと判断できる。

【４．実施上の課題と対応】

スマートフォンを所有していない方についてはご利用いただくことができないといった課題はあったが、スマートフォンをお持ちであればアプリをダウンロードするだけで簡単に利用いただけることを積極的にＰＲした。また、スマートフォンの操作が不慣れな方に対しては、操作説明会を実施し、キャッシュレス決済を活用した消費活性化を図った。

【５．国・県との関連】

市の単独事業として実施

【６．事業費】

事業費 90,189,618 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和３年度９月補正（第６号）

No.	取組名	運送事業者事業継続支援金
13-2-20	担 当	産業観光部 産業振興課

【１．背景と目的】

燃料価格等の高騰が続いている中、経費の増大を価格転嫁することが困難で厳しい経営環境下にある運送事業者に対して、対象車両の保有台数に応じた支援金を交付することで、経営に係る負担を軽減させ、事業の継続を支援することを目的として実施した。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和６年１月５日時点で一般貨物自動車運送業・特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出を行っている事業者に対し、燃料費負担の軽減に繋がる支援を行う。

支援金額

事業用貨物自動車（緑ナンバー）：24,000 円／台

事業用貨物軽自動車（黒ナンバー）：8,000 円／台

【３．効果】

市内運送事業者の事業継続に寄与した。

交付件数 2,598 件（緑ナンバー2,364 件/黒ナンバー234 件）

支出額 58,608,000 円（執行率 65.12%）

【４．実施上の課題と対応】

本支援金の執行率が低かったことが問題であった。課題としては２点ある。

１点目には、個人事業主に対する制度の効果的な周知方法がないことである。周知期間を長期間取ることができれば、改善される可能性がある。

２点目としては、対象となる運送事業者の実数の把握が困難であったことが挙げられる。予算根拠を検討する期間が取れば、同様の制度を実施している他市町のヒアリング結果や陸運局への照会等により、より実数に近い数を把握できた可能性がある。

【５．国・県との関連】

市の単独事業として実施

【６．事業費】

事業費 58,649,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和５年度 12 月補正（第５号）

No.	取組名	産業観光館（小江戸蔵里）再開支援事業
13-2-21	担 当	産業観光部 産業振興課

【１．背景と目的】

産業観光館（小江戸蔵里）の休業期間中における施設の維持管理費用及び人件費並びに施設の再開に向けて必要となる費用について、事業の継続を図るため、当該施設の指定管理者に対して補助を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●対象者

株式会社まちづくり川越 ※指定管理者

●対象期間（産業観光館の休業期間）

令和２年４月４日～５日、４月９日～９月３０日

●対象経費

- ・備品購入
空気清浄機、サーキュレーター、サーモグラフィー、管理用パソコン
- ・工事
全熱交換機設置工事、エアコン設置工事
- ・運営支援
人件費、物件費

【３．効果】

施設の維持管理が図られるとともに、全熱交換機や空気清浄機等の導入による感染拡大防止対策が整ったことから、施設を再開することができた。

運営については、彩の国「新しい生活様式」安心宣言を掲出し、新たに導入したサーモカメラでの検温による入場制限を行うとともに、アクリルボードでの飛沫対策、レジ待ちの間隔などのソーシャルディスタンスの確保、飲食施設での席数の削減による密集の回避など、感染拡大防止対策を徹底し、安心して施設を利用していただけるよう取り組んだ。

【4. 実施上の課題と対応】

課題としては、産業観光館（小江戸蔵里）の利用を休止するにあたって、指定管理者との費用や人員等に係る調整が必要となった。前例がないことから、市が所有する他の施設とのバランスを図りつつ、本施設の特性を踏まえた対応をすることが求められた。

対応としては、令和2年度上期は補助金を充て、令和2年度下期以降は指定管理料を支出した。

【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

【6. 事業費】

事業費 69,907,940 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年度5月補正（第4号）

No.	取組名	プレミアム付商品券事業（令和２年度）
13-2-22	担 当	産業観光部 産業振興課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受け厳しい状況にある市内商店、飲食店等における販売促進を図るとともに、地域の消費を喚起し、市内経済の活力回復に資するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、児童扶養手当受給世帯等への生活支援のための配布分を含めたプレミアム付商品券を発行した。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

使用期間：令和２年１１月２７日から令和３年５月６日まで

発行口数：１１万冊

発行総額：１４億３,０００万円（内プレミアム分３億３千万円）

販売単位：１冊（１世帯あたり３冊まで）

販売額：１万円、商品券額面：１万３千円（プレミアム率３０％）

券種内訳：共通券 ８,０００円分（全加盟店舗で使用可能）

専用券 ５,０００円分（中小規模店舗でのみ使用可能）

【３．効果】

商品券の利用率 ９９.３２％

総換金額 １,４２０,３１０,０００円

市内商店、飲食店等における販売促進を図るとともに、地域の消費を喚起することに寄与した。

【４．実施上の課題と対応】

利用者が使用期間内に使用しなかった額と加盟店舗が換金期間に換金しなかった額の合計（販売済未換金額）が約９６０万円あった。市公式ホームページや広報川越において周知は図ったが、一定程度販売済未換金額が生じる結果となってしまった。

【５．国・県との関連】

市の単独事業として実施

【６．事業費】

事業費 ４６９,４２３,３３２円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和２年度７月補正（第８号）

No.	取組名	プレミアム付電子商品券事業（令和４年度・５年度）
13-2-23	担 当	産業観光部 産業振興課

【１．背景と目的】

長引くコロナ禍において、厳しい状況にある市内商店・飲食店等における販売促進を図るとともに、物価高騰に直面している市民の消費生活を支えるため、プレミアム付商品券を発行して地域の消費を喚起し、市内経済の活力回復に資する。

また、本事業は電子化することにより換金作業等の効率化を図るとともに利用者データを活用した効果測定を効率的に実施することができ、商店街を中心とした地域のデジタル化の推進となることから、電子商品券を活用した内容とする。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●概要（令和４年度分を記載）

川越市プレミアム付電子商品券「小江戸ペイ」第１弾（令和４年度実施）

※令和５年度に実施した第２弾もおおむね同内容だが、スマホ型７万口、QRカード型を３万口とした。

使用期間：令和４年１１月１０日（木）から令和５年２月２８日（火）

発行口数：１０万口

発行総額：１３億円（内プレミアム分３億円）

販売単位：１口、販売額：１万円、商品券額面：１万３千円

券種内訳：共通券１万円分（全加盟店舗で使用可能）

専用券３千円分（中小規模店舗でのみ使用可能）

商品券の形態：スマホ型６万口、QRカード型４万口

【３．効果】

市内商店・飲食店等における販売促進を図るとともに、市民の消費生活を支え、地域の消費を喚起し、市内経済の活力回復や地域のデジタル化に資するために実施しており多くの方に利用いただけたことで事業目的である市民の消費生活を支えるとともに、地域の消費を喚起することができた。また、電子商品券としたことで、地域のデジタル化にも効果があった。

【４．実施上の課題と対応】

スマートフォン型電子商品券では、購入、利用者登録、使用等の各段階で、手続きの煩雑さや使いづらさが課題だった。こうした課題に対して、購入手段を増やしたり、コールセンターでの対応人数を増員するなどの対応を行い、利便性の向上に努めた。

【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

【6. 事業費】

●第1弾（令和4年度）

事業費 427,223,463 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年度6月追加補正（第5号）

●第2弾（令和5年度）

事業費 425,022,283 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年度6月補正（第3号）

No.	取組名	飲食店における感染防止対策現地確認
13-2-24	担 当	産業観光部 産業振興課

【1. 背景と目的】

令和3年4月20日から、本県に新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づくまん延防止等重点措置が適用され、4月28日から川越市が重点措置区域と指定された。重点措置区域では、飲食事業者へ営業時間短縮を要請し、感染防止対策に係る現地確認を行うこととなっていることから、県からの依頼のもと現地確認を行った。

なお、営業時間短縮に協力した飲食店に対しては、協力金が支給されるが、支給にあたってはこの現地確認を受けていることが要件となっている。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●日時

合計 16日間

(1) 6日間

令和3年4月28日・4月30日・5月4日・5月9日～11日

(2) 6日間

5月12日～14日・5月16日～18日

(3) 4日間

6月29日・7月5日～7日

各日とも8時30分～17時15分

●実施内容

県職員等1名と市職員1名でチームになり、市内の飲食店を訪問し、感染防止対策の状況を確認する（1チーム、1日当たり約7件）

【3. 効果】

埼玉県と協力し、市内の飲食店を訪問し感染防止対策の状況を確認したことで、飲食店に対し感染防止対策の徹底を意識付けることが出来た。

（現地確認店舗数：1,160件）

【4. 実施上の課題と対応】

現地確認実施の前日に埼玉県から対象店舗のルート図（1ルートが7店舗程度、2～34ルート／日）が送られ、市ではそれぞれのルート図について現地確認チームとのマッチングとそれぞれのチームの交通手段（徒歩、自転車、庁用車）の確定を行う流れになって

いたが、前日の夜中にルート図が送られてくる状況であった為、当日の早朝に出勤してマッチング事務を行った。

【5. 国・県との関連】

県からの要請により実施

No.	取組名	特別労働相談
13-2-25	担 当	産業観光部 雇用支援課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済情勢の悪化等により、雇用環境が不安定となっていることから、労働者及び事業者においては先行きへの不安が増大している状況となる中、市民の雇用・労働に関する不安解消の一助とするため、社会保険労務士による相談を実施した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

市内在住及び在勤の労働者並びに市内の事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生じた労働関係の諸問題について、電話による相談を実施した。

●主な相談内容

- ①雇用喪失、雇止め等に関すること
- ②雇用調整助成金、持続化給付金法の申請等に関すること

●実施期間

令和2年5月14日（木）～令和2年6月30日（火） 全12日
午前10時～午後4時まで 相談時間30分

●対象者

市内在住及び在勤の労働者並びに市内の事業者

●実施場所

- ①ウェスタ川越内の男女共同参画相談室（5月14日～6月4日）
- ②市民サービスステーション内の相談室（6月9日～6月30日）

●実績

事業者 1名
労働者 12名

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済情勢が悪化し、労働者及び事業者においては先行きへの不安が増大している状況となる中、市民の雇用・労働に関する不安解消に寄与した。

【4. 実施上の課題と対応】

開催決定から実施までの期間が短く周知期間に課題を残した。

国や埼玉県に周知の依頼をしたほか、市公式ホームページや市公式 SNS を通じて周知を行った。

【5. 国・県との関連】

国と一体的に実施している川越しごと支援センターや埼玉県企業人材サポートデスクを利用する労働者や事業者等に対して、同事業の周知を行った。

【6. 事業費】

事業費 226,211 円

財 源 一般財源

予算措置 令和2年度当初予算

No.	取組名	農業経営継続支援金
13-2-26	担 当	産業観光部 農政課

【1. 背景と目的】

コロナ禍における肥料価格の高騰等の影響に対し、農業経営の継続支援として、川越市内の農地を10アール以上耕作している農家等へ、10アール当たり3,000円の支援金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和4年9月に交付要綱を制定し、同月に業務委託契約を締結。10月31日に委託業者から対象農家等に対し、申請書を送付（令和4年12月9日消印有効）。申請者に対し令和5年2月17日及び3月14日に支援金の振込を行った。

対象者：①市内在住かつ市内で10アール以上耕作している農家、②市内の集落営農組織、③市内に本店所在地を置く法人

実績：申請件数 2,477件 交付実績額 68,172,300円
交付割合 約72.1%

【3. 効果】

対象農家世帯等3,880件のうち2,477件の申請があり、申請割合は約63.8%であった。個別の聞き取りでは、「肥料費や燃料費に充てることができ助かった」との声をいただけたため、一定の効果があつた。

【4. 実施上の課題と対応】

申請書類にチェック欄を設けたが、申請者のチェック漏れが多かったため、都度確認する必要がある、時間を要した。

また、申請期間が短かったことや振込まで時間を要してしまったことが課題として挙げられる。

【5. 国・県との関連】

地方創生臨時交付金活用事業である。

【6. 事業費】

事業費 77,300,374円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和4年6月補正（第5号）

No.	取組名	認定農業者等臨時経営支援金
13-2-27	担 当	産業観光部 農政課

【１．背景と目的】

コロナ禍における物価高騰の影響を受ける市内農業の中核的な担い手である認定農業者等に対して、高騰する肥料費等の経費増加分の一部として１経営体当たり 50,000 円を支援し、農業経営の継続を図った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和５年７月に交付要綱を制定し、８月１８日に対象農家等に対し、申請書を送付（令和５年１０月３１日必着）。１０月１１日に未提出者に対し再周知文書を送付。申請者に対し１２月１８日及び令和６年１月１２日に支援金の振込を行った。

対象者：①認定農業者、②認定新規就農者、③集落営農組織、④基本構想水準到達者

実績：申請件数 214 件 交付実績額 10,700,000 円

交付割合 約 95.5%

【３．効果】

対象農家世帯等 224 件のうち 214 件の申請があり、申請割合は約 95.5%であった。個別の聞き取りでは、「資材が高騰している中でこのような支援金は非常に助かった」との声をいただけたため、一定の効果があつた。

【４．実施上の課題と対応】

申請から振込まで時間を要してしまったことが課題として挙げられる。

【５．国・県との関連】

地方創生臨時交付金活用事業である。

【６．事業費】

事業費 10,854,086 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和５年６月補正（第３号）

No.	取組名	観光消費促進事業（スタンプラリー）
13-2-28	担 当	産業観光部 観光課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により観光消費が落ち込んだことから、観光による市内経済の循環を回復させることを目的とし、市内の観光関連店舗での消費促進及び特産品の物産振興を図った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●第１弾

実施時期：令和３年４月１日～令和３年６月２０日

取組内容：観光客等が観光案内所等においてスタンプカードを入手のうえ、スタンプラリー加盟店（飲食店、土産品店、体験施設等の計３０２店舗）で１店舗につき５００円（税込）お買い上げごとにスタンプを一つ押印し、６ポイント集めたら、抽選会場において抽選のうえ、抽選結果に応じて、特産品等を進呈した。

●第２弾

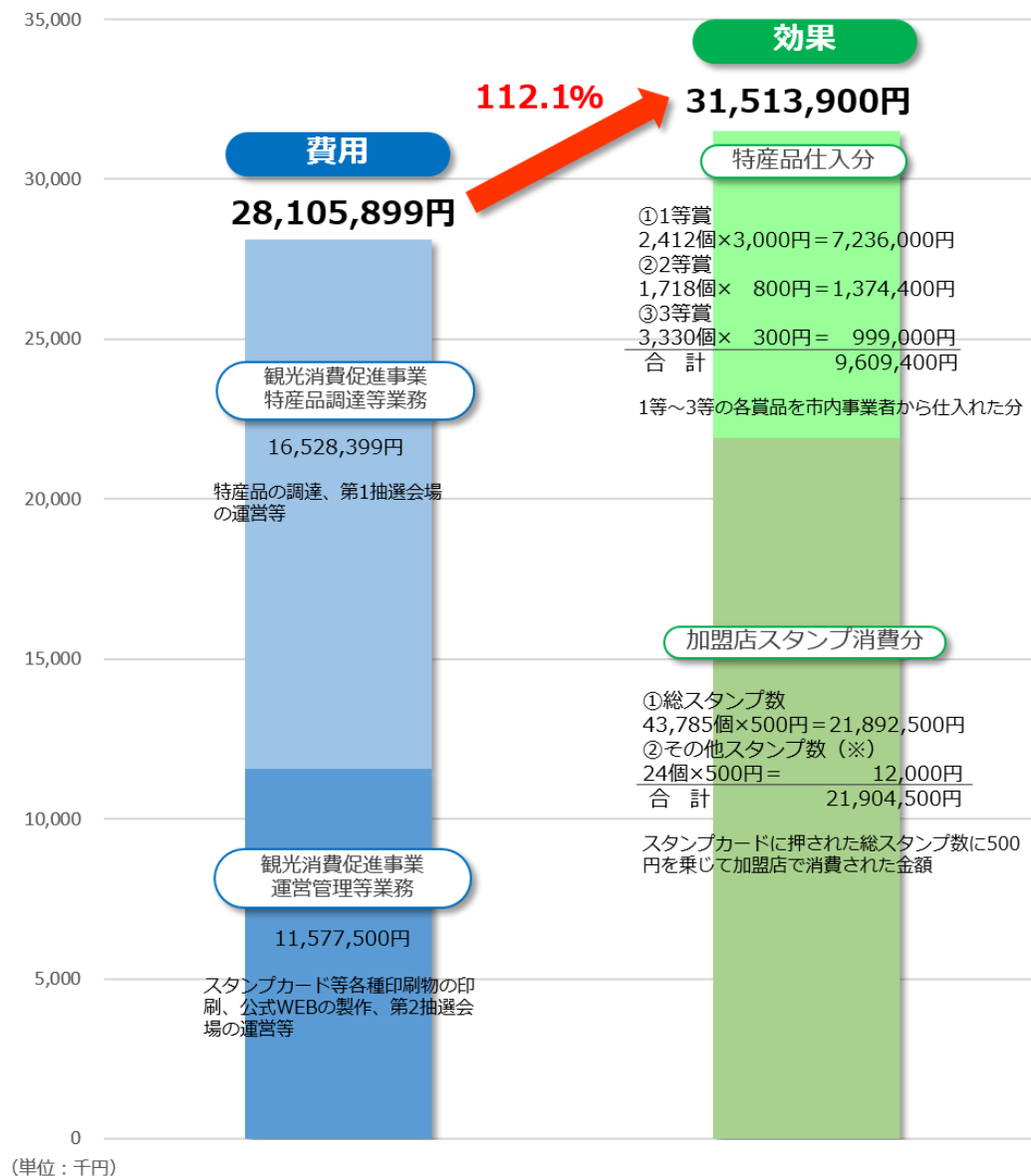
実施時期：令和４年７月１５日～令和４年９月２５日

取組内容：観光客等が観光案内所等においてスタンプカードを入手のうえ、スタンプラリー加盟店（飲食店、土産品店、体験施設等）で１店舗につき５００円（税込）お買い上げごとにスタンプを一つ押印し、３ポイント集めたら、抽選会場において抽選のうえ、抽選結果に応じて、以下の特産品等を進呈した。

第２弾においては、特賞で市内宿泊補助券を導入し、市内の宿泊需要を喚起するとともに、抽選のボーナスチャンスにおいて、川越まつり会館と旧山崎家別邸の入場を条件とすることにより観光課所管施設の入館促進を図った。

【3. 効果】

●第1弾



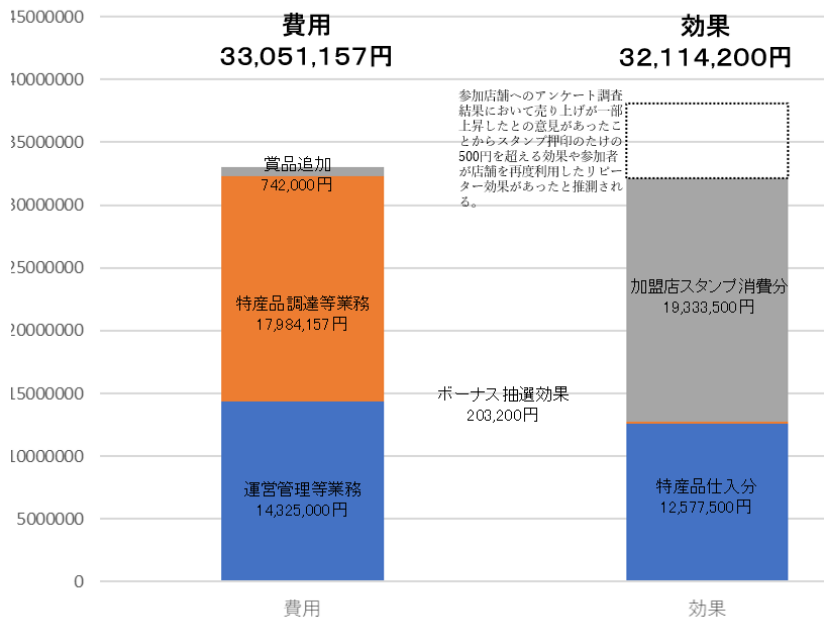
28,105千円の費用（事業費）に対して31,513千円の経済効果（試算額）となり、112.1%の費用対効果となった。

※「その他スタンプ数」とは

スタンプ押印を終えた参加者が抽選会場を間違える（帰り際に川越駅観光案内所に来所）等の事情により、抽選を終えることなく、事務局で預かったスタンプカードに押されたスタンプを指す。抽選件数には含まれていないが、消費自体は実際に行われたため、当該数値に含めることとした。

●第2弾

効果検証



効果の部詳細

【加盟店スタンプ消費分】

総スタンプ数 38,667 × 500円 = 19,333,500円

【特産品仕入分】

特賞 497本 × 6,000円 = 2,982,000円

1等 2,106本 × 2,000円 = 4,212,000円

2等 3,014本 × 1,000円 = 3,014,000円

3等 7,769本 × 500円 = 3,884,500円

※宿泊補助券の未使用分(303枚 × 5,000円 = 1,515,000円)は差し引く

【ボーナス抽選効果】

508件 × 400円 = 203,200円

※400円は川越まつり会館の入館料(300円)と旧山崎家別邸の入館料(100円)の合計額

【4. 実施上の課題と対応】

第1弾においては、抽選数が実施予定数に満たなかったが、第2弾は当事業の認知が進んだことから、予定数以上の抽選が行われ、報償費において追加分の特産品に係る対応を行った。

【5. 事業費】

●第1弾

事業費 28,105,899円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 商工費（繰越明許費）

●第2弾

事業費 33,051,157円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 商工費（繰越明許費）

No.	取組名	デマンド型交通かわまる IC 端末導入補助金
13-2-29	担 当	都市計画部 交通政策課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、利用者や乗務員のウイルス感染のリスクを減少させるため、デマンド型交通かわまる車内へのキャッシュレス決済ができる I C 端末導入経費への補助金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

かわまる車両への I C 端末導入経費（ I C 端末購入費用・初期登録費用・端末維持費用）に係る経済的な支援を行った。

●対象者

ダイヤモンド交通株式会社

（川越市デマンド型交通の運行に関する協定書締結事業者）

●支援金額

補助率 10／10

●実施期間

令和 3 年 3 月

【3. 効果】

デマンド型交通かわまるの車内に I C 端末を導入したことにより、ウイルス感染リスクの軽減及び支払いの利便性向上に寄与した。

【4. 事業費】

事業費 373,527 円

財 源 一般財源

予算措置 令和 2 年 7 月補正（第 8 号）

No.	取組名	バス・タクシー車内感染防止対策支援金
13-2-30	担 当	都市計画部 交通政策課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、市民が安心して公共交通を利用できるよう、車内等の感染防止対策に取り組む路線バス、タクシー事業者に対して支援金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

感染予防に資する対策に係る経費に係る経済的な支援を行った。

●対象者

路線バス事業者 16 者

タクシー事業者 17 者（法人 10 者、個人 7 者）

●支援金額

①路線バス事業者

1 日あたり最大運行車両数×8 万円 ※上限 240 万円

②高速バス事業者（川越駅西口経由）

1 日あたり最大運行車両数×4 万円 ※上限 120 万円

③法人タクシー事業者

保有車両数×3 万円 ※上限 70 万円

④個人タクシー事業者

3 万円

●実施期間

令和 2 年 8 月～10 月

【3. 効果】

車内等の感染防止対策に取り組む路線バス事業者及び高速バス事業者に合計 6,840 千円、タクシー事業者に合計 6,730 千円の支援金を交付した。

路線バス事業者、高速バス事業者及びタクシー事業者に経済的な支援を行い、感染防止対策に取り組むことにより、市民が安心して公共交通を利用できるようになった。

【4. 事業費】

事業費 13,570,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年7月補正（第8号）

No.	取組名	タクシー運行継続支援金
13-2-31	担 当	都市計画部 交通政策課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、市民等の移動手段としてタクシーの運行を確保するため、タクシー事業者に対して支援金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

タクシーの運行を確保するための経費に係る経済的な支援を行った。

●対象者

タクシー事業者 17 者（法人 10 者、個人 7 者）

●支援金額

①法人タクシー事業者

基本額 50 万円＋（保有車両数×3 万円）

②個人タクシー事業者

3 万円

●実施期間

令和 3 年 10 月～11 月

【3. 効果】

法人タクシー事業者に合計 15,560 千円、個人タクシー事業者に合計 210 千円の支援金を交付した。これにより、市民等の移動手段として運行を継続しているタクシー事業者の運行を確保することにつながった。

【4. 事業費】

事業費 15,770,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和 3 年 8 月補正（第 6 号）

No.	取組名	路線バス運行継続支援金
13-2-32	担 当	都市計画部 交通政策課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、市民等の移動手段として運行されている乗合バス路線を確保するため、路線バス事業者に対して支援金を交付した。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

乗合バス路線を確保するための経費に係る経済的な支援を行った。

●対象者

路線バス事業者３者

●支援金額

基本額 50 万円＋（バス運行系統数×30 万円） ※上限 500 万円

●実施期間

令和３年４月～６月

【３．効果】

路線バス事業者に合計 12,000 千円の支援金を交付した。これにより、市民等の移動手段として運行されている乗合バス路線を確保することにつながった。

【４．事業費】

事業費 12,000,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和３年３月補正（第１号）

No.	取組名	公共交通事業者燃料価格等高騰対策事業継続支援金
13-2-33	担 当	都市計画部 交通政策課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、燃料価格等の高騰により更に厳しい経営状況が続いている公共交通事業者の事業継続を支援することにより、本市における地域公共交通の安定的な運行及び市民の日常生活における移動手段の確保を図るため、路線バス、タクシー事業者に対して支援金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

事業を継続するための経費に係る経済的な支援を行った。

●対象者

路線バス事業者 3 者

タクシー事業者 17 者（法人 10 者、個人 7 者）

●支援金額

①路線バス事業者

基本額 50 万円＋（バス運行系統数×30 万円） ※上限 600 万円

②法人タクシー事業者

基本額 50 万円＋（保有車両数×4 万円）

※保有車両がユニバーサルデザインタクシーの場合は 5 万円

③個人タクシー事業者

4 万円

●実施期間

令和 4 年 7 月～令和 5 年 1 月

【3. 効果】

路線バス事業者 3 者に合計 13,900 千円、法人タクシー事業者 10 者に合計 19,410 千円、個人タクシー事業者 7 者に合計 280 千円の支援金を交付した。また、事業完了後に実施したアンケート調査によれば「非常に効果があった」「効果があった」との回答が大半を占め、一定程度の効果があったものと思われる。

【4. 事業費】

事業費 33,590,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年6月補正（第5号）